

中標津町地域防災計画

本編

令和6年3月改定

中標津町防災会議

目次

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第4節 用語	3
第5節 用語の読み替え.....	4
第6節 計画の修正要領.....	5
第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第8節 住民及び事業所の基本的責務	12
第2章 町の概況	15
第1節 自然的条件	15
第2節 災害の概況	16
第3章 防災組織	17
第1節 組織計画.....	17
第2節 気象業務に関する計画	25
第4章 災害予防計画	40
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	41
第2節 防災訓練計画	45
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	47
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	48
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	51
第6節 避難体制整備計画	54
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	60
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	65
第9節 建築物災害予防計画	67
第10節 消防計画.....	68
第11節 水害予防計画	70
第12節 風害予防計画	73
第13節 雪害予防計画	74
第14節 融雪災害予防計画	77
第15節 土砂災害予防計画	79
第16節 積雪・寒冷対策計画	85
第17節 複合災害に関する計画	88
第18節 業務継続計画の策定	89
第19節 重要警戒区域及び整備計画.....	91
第5章 災害応急対策計画	92
第1節 災害情報収集・伝達計画	92
第2節 災害通信計画	97
第3節 災害広報・情報提供計画	102
第4節 避難対策計画	107
第5節 応急措置実施計画	126
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	130
第7節 広域応援・受援計画	134
第8節 ヘリコプター等活用計画	137
第9節 救助救出計画	140
第10節 医療救護計画	142
第11節 防疫計画.....	145

本 編

第 12 節	災害警備計画	148
第 13 節	交通応急対策計画	152
第 14 節	輸送計画.....	158
第 15 節	食料供給計画	161
第 16 節	給水計画.....	163
第 17 節	衣料、生活必需物資供給計画	165
第 18 節	石油類燃料供給計画	167
第 19 節	電力施設災害応急計画.....	168
第 20 節	上下水道施設対策計画	169
第 21 節	応急土木対策計画	171
第 22 節	被災宅地安全対策計画	173
第 23 節	住宅対策計画	176
第 24 節	障害物除去計画.....	180
第 25 節	文教対策計画	182
第 26 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	186
第 27 節	家庭動物等対策計画	188
第 28 節	応急飼料計画	189
第 29 節	廃棄物等処理計画	190
第 30 節	防災ボランティアとの連携計画	193
第 31 節	労務供給計画	195
第 32 節	職員派遣計画	197
第 33 節	災害救助法の適用と実施	199
第 6 章	火山災害対策計画.....	203
第 1 節	基本方針.....	203
第 2 節	摩周岳の概要及び噴火の記録.....	203
第 3 節	火山の諸現象と想定	204
第 4 節	防災組織計画	204
第 5 節	災害予防対策	205
第 6 節	災害応急対策計画	206
第 7 節	災害復旧.....	212
第 7 章	事故災害対策計画.....	213
第 1 節	航空災害対策計画	213
第 2 節	道路災害対策計画	219
第 3 節	危険物等災害対策計画.....	225
第 4 節	大規模な火事災害対策計画.....	234
第 5 節	林野火災対策計画	239
第 6 節	大規模停電災害対策計画	245
第 8 章	災害復旧・被災者援護計画	250
第 1 節	災害復旧計画	250
第 2 節	被災者援護計画.....	253

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、中標津町防災会議が作成する計画であり、中標津町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関等が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 中標津町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、この計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

中標津町地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 地震防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第 4 節 用語

この計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
水防法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）をいう。
防災基本計画	国の中央防災会議が作成する、防災対策に関する基本的な計画をいう。
町防災会議	中標津町防災会議条例（昭和 37 年中標津町条例第 22 号。以下「防災会議条例」という。）第 1 条に規定する中標津町防災会議をいう。
災害対策本部	中標津町災害対策本部条例（昭和 37 年中標津町条例第 20 号。以下「災害対策本部条例」という。）第 1 条に規定する中標津町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）をいう。
町防災計画	防災会議条例第 2 条第 1 項に規定する中標津町地域防災計画をいう。
防災関係機関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）をいう。
防災会議構成機関	防災会議条例第 3 条第 5 項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者をいう。
災害	基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第5節 用語の読み替え

この計画において、災害対策本部が設置されていない場合の用語の読み替えは以下のとおりとする。

災害対策本部設置時 役職名	通常時 役職名
(1) 本部長	中標津町長
(2) 副本部長	中標津町副町長
(3) 副本部長	中標津町教育長
(4) 総務対策部長	中標津町総務部長
(5) 町民生活対策部長	中標津町町民生活部長
(6) 経済対策部長	中標津町経済部長
(7) 建設水道対策部長	中標津町建設水道部長
(8) 教育対策部長	中標津町教育部長
(9) 医療対策部長	町立中標津病院長
(10) 医療対策部副部長	町立中標津病院事務長
(11) 支援部長	中標津町議会事務局長
(12) 支援部長	中標津町会計管理者
(13) 支援部副部長	中標津町監査委員事務局長
(14) 支援部副部長	中標津町農業委員会事務局長
(15) 支援部副部長	中標津町出納室長

第6節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他、防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な修正（組織の機構改正による名称変更、人口、面積等の数量的な修正）については、北海道知事（以下「知事」という。）との協議を要せず修正結果を知事に報告する。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関等の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道開発局 釧路開発建設部 中標津道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道（直轄管理）整備並びに災害復旧に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道労働局 根室公共職業安定所 中標津分室	(1) 災害時の労務供給計画の作成及び必要な措置に関すること。 (2) 被災者に対する職業紹介に関すること。 (3) 被災事業主の雇用保険料の納期延長について必要な措置に関すること。 (4) 被災者の失業給付金の早期支給について必要な措置に関すること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
第一管区海上保安本部 根室海上保安部 羅臼海上保安署	(1) 災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (3) 災害時における巡視船艇及び航空機の運用に関すること。 (4) その他災害時における自治体等からの要請に基づく業務の実施に関すること。
札幌管区气象台 釧路地方气象台	(1) 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

第1章 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町や道に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。

2 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 釧路駐屯地 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 道

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
根室振興局	(1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 救助法の適用及び実施に関すること。 (8) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所	(1) 道道及び所轄河川の維持災害復旧その他の管理を行うこと。 (2) 災害時及び災害の起こるおそれがある場合の道道の交通情報収集及び交通路の確保を図ること。 (3) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津空港管理事務所	(1) 空港の管理運用に関すること。 (2) 空港災害に関する組織の整備及び災害の予防措置に関すること。 (3) 空港災害発生時の連絡情報の提供に関すること。
根室農業改良普及センター 北根室支所	(1) 被災農作物の防疫及び伝染病対策に関すること。 (2) 被災農作物の技術指導に関すること。 (3) 農産物の被害調査及び報告に関すること。 (4) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 農業研究本部酪農試験場	(1) 災害時における作物栽培の管理指導に関すること。 (2) 気象状況等の観測調査資料を分析総合し、情報を発表すること。

第 1 章 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
根室振興局森林室	(1) 被災林野の病虫害異常発生の防疫対策に関すること。 (2) 被災林野の技術指導に関すること。 (3) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (4) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (5) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道教育庁 根室教育局	(1) 被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 避難等に係わる公立学校施設の使用に関すること。
根室振興局 保健環境部 中標津地域保健室 (中標津保健所)	(1) 医療機関の連絡調整に関すること。 (2) 医療班の編成調整指導に関すること。 (3) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 (4) 医薬品及び防疫薬剤等の供給対策に関すること。 (5) 防疫活動の指導助言に関すること。 (6) 食品環境、衛生環境の指導監視に関すること。 (7) 死亡獣畜処理に関する助言指導に関すること。 (8) 避難場所等における衛生施設管理指導に関すること。
根室振興局 根室家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中標津警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 町及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

第1章 総則

5 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中標津町	(1) 防災会議の事務に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (7) 防災訓練及び防災思想の普及に関すること。 (8) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (9) 住民に対する避難指示等に関すること。 (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (11) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
中標津町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (2) 学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設の被害調査及び情報の収集に関すること。 (3) 避難等に係わる学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設の使用に関すること。 (4) 学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (5) 公立学校における防災教育に関すること。
町立中標津病院	(1) 災害時における救護班の編成、被災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。 (2) 救急医療対策本部が設置された場合の医療班の編成、救急医療活動に関すること。

6 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
根室北部消防事務組合 〔 中標津消防署 〕 〔 中標津消防団 〕	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒体制に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

第1章 総則

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (委任機関：株式会社N T T 東日本-北海道東支 店)	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社 北海道支部 根室地区中標津町分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (4) 災害義援金品の募集・配分に関すること。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社 中標津ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本郵便株式会社 (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
株式会社N T T ドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人釧路地区 トラック協会中標津支部	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人根室市外三郡 医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人釧路歯科医師 会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
北海道薬剤師会根室支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道L P ガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。

第1章 総則

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中標津町農業協同組合 計根別農業協同組合	(1) 共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 (4) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
中標津町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関すること。
北海道農業共済組合 ひがし統括センター根室 北部支所	(1) 災害時における家畜防疫対策に関すること。 (2) 町が行う家畜被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。
中標津町森林組合	(1) 共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策に関すること。 (4) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること。 (5) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
運送業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
中標津町全町内会連合会	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所等の管理者	(1) 避難場所等の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること
中標津建設業協会	(1) 災害時における応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等、災害活動の協力に関すること。 (2) 災害情報の通報に関すること。
社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会 (ボランティアセンター) 青年・女性団体等	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 (3) ボランティアの受入れに関すること。 (4) ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

第8節 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平時の備え

- (1) 避難の方法（避難経路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策

- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関等の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の業務継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び業務継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助

- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかける。

第2章 町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

本町は、東経 144 度 58 分 17 秒、北緯 43 度 33 分 19 秒に位置し、根室振興局管内の中央部にあり、東は標津町に接し、西は摩周湖に沿って南下し標茶町に、南は当幌川を境に別海町に接している。北部は知床半島から連なる千島火山脈を挟んで清里町に接している。

面積は、東西 42 k m、南北 27 k m、総面積 684.87K m²。

第2 地勢

地勢は武佐岳（1,005m）、俣落岳（1,003m）、標津岳（1,061m）の山麓部分と台地で占められ、山々から発する十数条の大小の川が標津川（流路延長 78 k m）に合流して町の中央を流れている。当幌川は標津川と平行して流れ、ともに肥沃な土壌を蓄えている。山岳部はほとんど国有林で占められ、平地部は 4 万ヘクタールの面積を有する農耕適地である。

山地は海底火山活動の噴出によってつくられた緑色凝灰岩と火山岩類で構成されている。台地は海成の砂礫層及び扇状地性の砂礫層からなり、上部に厚い火山噴出物を乗せている。

河川の流域には、沖積土と低位、中位の泥炭地及び湿地が点在している。

第3 気象的特性

気候は内陸型気候であり、気温は、夏季・昼夜の寒暖の差が著しく、オホーツク海に流氷が接近する 1～2 月の厳寒期は氷点下 20 度前後を最低とし、5 月から次第に気温が上昇し、7 月～8 月の 30 度前後が最高で平均気温は 6 度程度であり、北海道の中でも冷涼な気候となっている。

年間の降水量は 1,200mm 程度で 5 月から 10 月にかけて多く、降雪は 11 月から 4 月にかけてであるが、根雪が遅いため、地下土壌凍結が見られる。また、地吹雪による吹き溜まりも多く、雪害を引き起こす要因ともなっている。

[資料編] 気象概要

第2節 災害の概況

第1 気象災害の特徴

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、地震及び暴風、台風による風水害、風雪害等が挙げられる。

参考までに、四季別の災害の概況は、次のとおりである。

1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進され、いわゆる融雪災害が発生する。発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。

この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

本町においても、昭和35年3月の標津川が氾濫した融雪災害で甚大な被害が記録されている。

2 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると本道の南岸を中心に大雨に見舞われることがある。

また、暖かく湿った空気の流入で大気の状態が不安定になり、局地的に大雨が降り、土砂災害や洪水害・浸水害が発生することがある。

さらに、台風の最盛期は秋であるが、平成28年の8月17日から8月23日にかけての1週間に、台風7号、9号、11号が相次いで北海道に上陸し、道東を中心に大雨による河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、甚大な被害をもたらす場合がある。

3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすい。

一方、台風の最盛期でもある。一般に台風が本道に接近する際はその勢力を弱めるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な災害をもたらす場合がある。

また、本道付近に停滞する前線と台風の影響で、大雨や暴風による大きな災害をもたらす場合もある。

本町においては、8月～10月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

4 冬の災害

冬季に入ると上空に強い寒気が流入することにより、本道付近で低気圧が発達し、その中心気圧が970ヘクトパスカル以下と台風並みになる場合がある。

また、西高東低の冬型の気圧配置が強まる場合がある。

これらにより、大雪や暴風雪による交通障害等の災害がもたらされる。

本町においても、昭和8年1月、昭和24年12月、平成25年3月に低気圧による猛吹雪で甚大な被害が記録されている。

[資料編] 中標津町災害記録

第 3 章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第 1 節 組織計画

本町における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

中標津町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施する。

また、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第 1 平時の防災活動体制

1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項に基づく中標津町防災会議条例第 3 条第 5 項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、町防災計画の作成及びその実施の推進、町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること並びに本町地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を行うことを任務とする

[資料編] 防災会議構成図

2 町防災会議の運営

中標津町防災会議条例（昭和 37 年中標津町条例第 22 号）及び中標津町防災会議運営規程（昭和 40 年 2 月 20 日規程第 3 号）に定める。

第 2 応急活動体制

1 災害対策本部

町長は災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、必要があると認めるときは、基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、次のとおり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

第3章 防災組織

災害対策本部設置基準

種 別		設置基準
風水害		・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害		・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
大 事 故 等	航空災害	・航空機の墜落炎上などにより大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	道路災害 (※)	・道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救出救助活動や消火活動等が必要なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
冷（湿）害		・冷（湿）害被害が発生したとき
地震		・震度5弱以上の地震が発生したとき ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
火山災害		・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル4相当以上）
大規模停電災害		・大規模で長期間の停電が発生したとき
その他		・上記以外の災害又は複数災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(※) 道路災害とは、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害。

イ 設置場所

役場本庁舎内に置く。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、根室北部消防事務組合中標津消防署に設置する。

ウ 設置の周知

町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策本部員、災害対策本部各班長及び関係機関等に対し、電話及びファクシミリ等適宜な方法により周知するとともに、災害対策本部の標示を災害対策本部設置場所に掲示する。

エ 廃止

町長は、災害の危険が解消し、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに災害対策本部を廃止する。

なお、廃止した場合の周知については、設置の場合に準ずる。

[資料編] 災害対策本部の組織

(2) 運営

災害対策本部の運営は、中標津町災害対策本部運営規程（昭和 40 年中標津町規程第 4 号）に定める。

(3) 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各部、各班の業務分担は「資料編 災害対策本部の業務分担」のとおりである。

ア 各対策部長は、本部長の指示に従い、内部の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

イ 各対策部長は、あらかじめ所属職員の責任分担に基づく配備計画を立て、各班長を通じて各班員に周知徹底する。

[資料編] 災害対策本部の業務分担

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

(1) 本部長は、災害対策本部の中から、現地災害対策本部長を指名する。

(2) 現地災害対策本部の設置に当たっては、災害の状況に応じて、臨機応変対応が可能な対策部で構成する。

(3) 本部長は、現地災害対策本部要員として、災害対策本部の中から必要な人員を派遣する。

(4) 現地災害対策本部の設置又は廃止の基準は、次項の非常配備基準と体制に基づく第 3 非常配備の規定に準ずる。

3 配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、状況に応じて次に掲げる非常配備体制をとる。

ただし、災害対策本部が設置されない場合であっても、必要と認めたときは臨機に非常配備体制をとる。

(1) 非常配備基準と体制

非常配備基準と体制は「資料編 非常配備基準と体制」のとおりである。

〔資料編〕非常配備基準と体制

(2) 動員の方法

非常配備別の担当対策部職員の動員の方法は、「資料編 非常配備の担当部職員の動員方法」のとおりである。

〔資料編〕非常配備の担当部職員の動員方法

(3) 非常配備体制の活動

ア 非常配備体制の通知を受けた各対策部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

イ 各対策部長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう、常に体制の整備をしなければならない。

ウ 非常配備体制下の活動は、「資料編 非常配備基準と体制」のとおりである。

4 職員の動員配備

災害応急活動に必要な要員を早急に招集し、応急対策を確実に行うための動員の伝達、招集系統を定める。

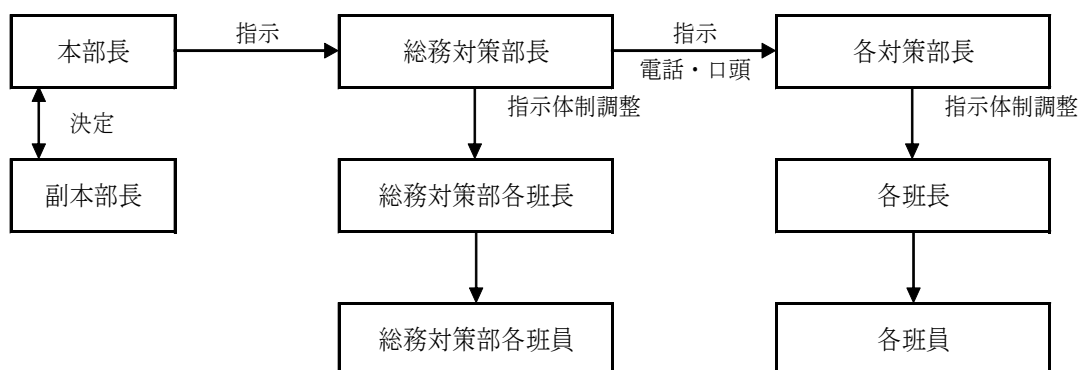
(1) 職員の配備、伝達系統と方法

ア 職員に対する伝達方法

(イ) 平常執務時の伝達系統と方法

職員の動員は、本部長の決定に基づき、総務対策部長が各部長に対し、庁内放送、電話口頭等で行う。

災害対策本部職員に対する伝達系統図

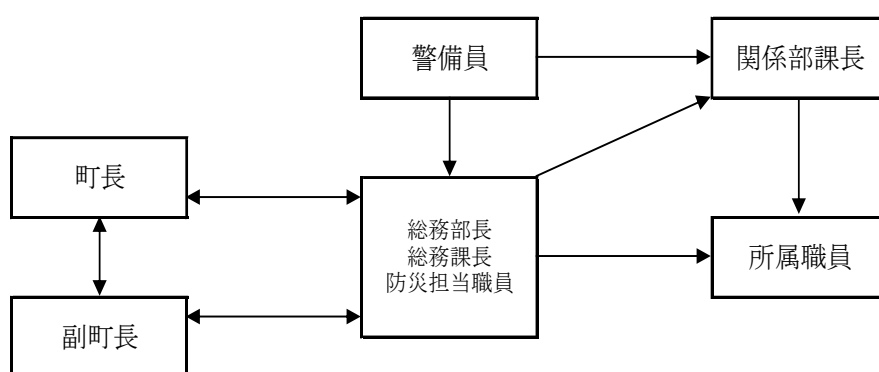


(イ) 休日、祝祭日等又は退庁後の伝達

警備員は、次の情報を受けたとき、総務部長、総務課長又は防災担当職員に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部課長等に通知する。

- a 各気象警報を関係機関から通報されたとき。
- b 災害発生のおそれや異常現象の通報があったとき。
- c 災害が発生し通報があったとき。

警備員による伝達系統図



イ 職員の非常登庁

職員（災害対策本部員）は、勤務時間外、休日、祝祭日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により所属長と連絡し、あるいは通信回線の途絶等を考慮し、自らの判断により登庁若しくは登庁体制を整える。

ウ 職員の責務

- (ア) 職員は災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、テレビ、ラジオ等により災害の状況、気象警報及び警戒宣言発令等の情報を知るように努める。
- (イ) 職員は災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、直ちに所属長に連絡をとり指示を受ける。
- (ウ) 職員は動員命令を受けたとき、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受ける。
- (エ) 連絡、集合が不可能な場合は災害対策本部員としての自覚を持ち、地域において応急対策や救助活動等に当たる。なお、可能な範囲で集合、連絡に努める。

エ 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により各対策部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、現場の状況を所属長を経由し、災害対策本部に報告するとともに指示を受け、現場での指揮監督を行う。

第3章 防災組織

オ 配備体制の確立報告

町長（本部長）の指示に基づき、災害対策本部の各部、各班が配備体制を確立したとき、各班長は直ちに（所属部長を通じ）町長（本部長）に報告する。

カ 防災関係機関に対する連絡

非常配備体制が発令若しくは災害対策本部が設置された場合、その配備体制について総務班から防災関係機関に連絡する。

(2) 各班別協力体制

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させることができる。

また、応援を必要とする班は、班長が総務班長を通じて本部長に申出をし、必要な応援を受ける。

5 家屋等被害状況の調査

災害により見舞金を支払うに当たり、調査委員会を設置し、調査する。

(1) 住宅被害状況調査委員会の設置

災害により住宅に被害が発生し、中標津町災害見舞金支給条例（平成6年条例第16号）に基づく見舞金支給が必要となった場合は、当該家屋の被害を調査するため、関係する班長をもって住宅被害状況調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、被害状況判定基準等に基づき住宅被害の状況を調査し、認定等の意見を付して災害対策本部会議に報告する。

なお、委員会の庶務は、中標津町役場総務部税務課において処理する。

6 標識

(1) 本部長、副本部長、各対策部長、各班長及びその他災害対策本部の職員は災害活動に従事するときは『中標津町』の腕章又は名札の着用、若しくは「中標津町」と標示された衣服を着用しなければならない。

(2) 災害時において使用する災害対策本部の自動車は『中標津町』の標章を表示しなければならない。

(3) 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書（中標津町職員身分証明に関する規程 昭和37年6月1日規程第2号）によるものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

7 中標津町議会災害対策会議との連携

災害時に設置される中標津町議会災害対策会議は、議員から報告を受けた地域の被害状況等の情報を提供するなど、災害対策本部と連携し、災害関連情報の収集・伝達を実施する。

8 住民組織等への協力要請

災害に際して、災害対策本部及び関係機関の職員による円滑な応急活動を実施するための人員に不足を生じた場合には、本部長は住民組織や民間団体に対して協力を求める。

(1) 協力要請事項

住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害に関する情報又は被害状況の通報に関すること。
- イ 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- ウ 避難場所等の管理運営に関すること。
- エ 避難場所等での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- オ 被災地、避難場所等の清掃及び防疫活動の協力に関すること。
- カ その他必要な活動で、本部長が協力を求めた事項。

(2) 協力要請の手続き

- ア 住民組織等への協力要請の手続きは、災害対策本部が必要を認めたとき、住民組織等の責任者に対して行う。この場合、速やかに本部長にその旨を報告しなければならない。
- イ 住民組織等への協力要請は、次の各号について明らかにし、協力活動が円滑に運営できるよう配慮しなければならない。

(ア) 災害協力活動の内容

(イ) 協力希望の人員

(ウ) 調達を必要とする用具等

(エ) 協力活動の場所

(オ) その他、必要な事項

(3) 協力活動の内容と事後の措置

住民組織等への協力要請をしたときは、各対策部長は次の措置を講ずる。

- ア 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たる。
- イ 活動に必要な資機材等をあらかじめ確保し、輸送計画をたてる。
- ウ 活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を本部長に提出する。

(ア) 協力住民組織等の名称及び代表者名

(イ) 活動内容

(ウ) 活動人員と期間

(エ) 活動の場所

(オ) 事故があった場合は、その内容と処理

(カ) その他、必要な事項

(4) 住民組織等

- ア 協力を要請する住民組織等は、次のとおりである。

第3章 防災組織

- (ア) 中標津町全町内会連合会
 - (イ) 中標津青年会議所
 - (ウ) 中標津町商工会青年部
 - (エ) 中標津町商工会女性部
 - (オ) 中標津町農業協同組合青年部
 - (カ) 中標津町農業協同組合女性部
 - (キ) 計根別農業協同組合青年部
 - (ク) 計根別農業協同組合女性部
 - (ケ) 日赤奉仕団
 - (コ) 防火クラブ等
 - (サ) 各自主防災組織
- イ 災害協定締結団体等については、責任者と連絡をとり、協力を求める。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定める。

なお、町は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

ア 町が該当する特別警報・警報・注意報に用いる区域名は、次のとおりとする。

府県予報区名称	区域	担当官署
釧路・根室・十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方気象台
	一次細分区域：十勝地方	帯広測候所*

*印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

二次細分区域において、海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
釧路・根室・十勝地方 (釧路地方気象台) (帯広測候所*)	根室地方	根室北部	羅臼町、標津町、中標津町

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台（府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時
帯広測候所（分担気象官署）	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

第3章 防災組織

暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
---------	---

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

第3章 防災組織

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

ウ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報		
5	災害発生 又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものであり)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報 (浸水害)※2 危険度分布：黒 (浸水確実)		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (浸水確実)	高潮氾濫発生情報※3
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				市町村は、警戒レベル相当情報、他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する				
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正 以降の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫)	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫 危険情報 (水位超過が下流 において発表される 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をし、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフラッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものか区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。

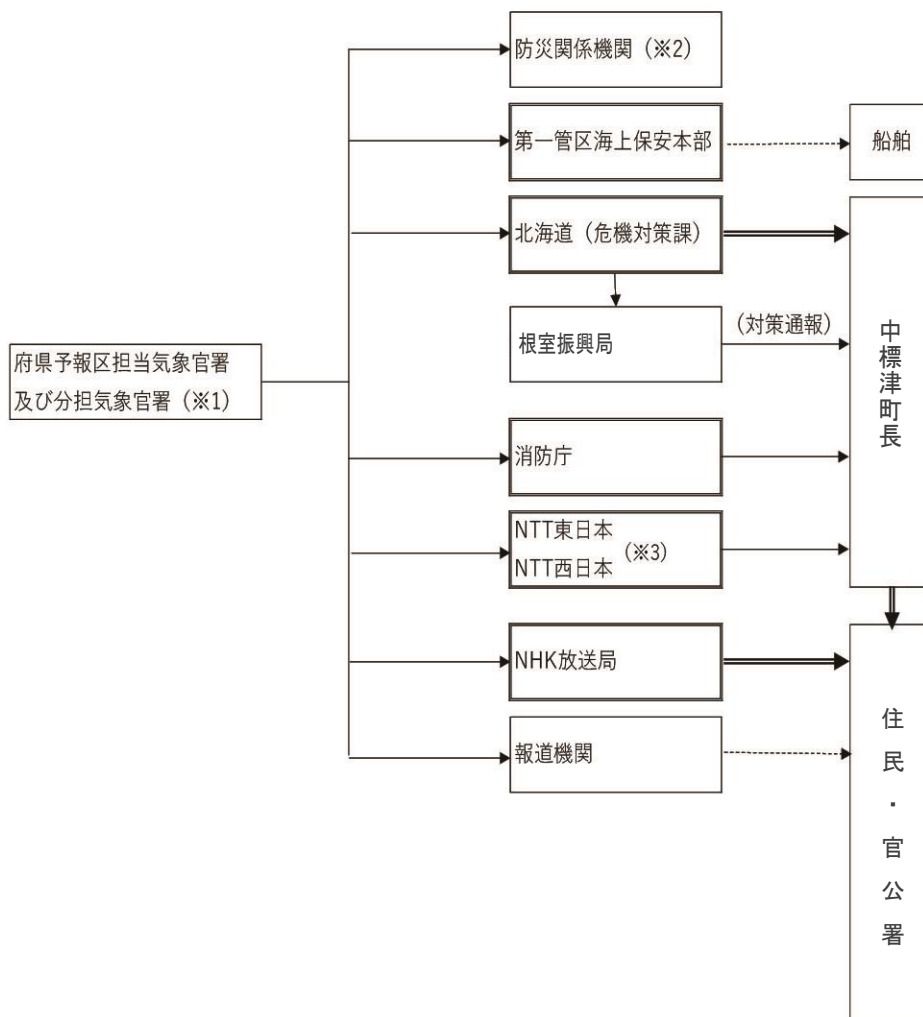
気象官署の法定伝達機関は、消防庁、道、N T T東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2の規定に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに町に通知し、道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

※ 周知の措置：広報車巡回、携帯メールサービス、コミュニティFM、SNS等による伝達等

第3章 防災組織

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達



- (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 は、放送・無線
- ※1 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台
 分担気象官署：帯広測候所
- ※2 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力㈱ 等
- ※3 NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

第3章 防災組織

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第3章 防災組織

3 水防活動用気象等警報及び注意報

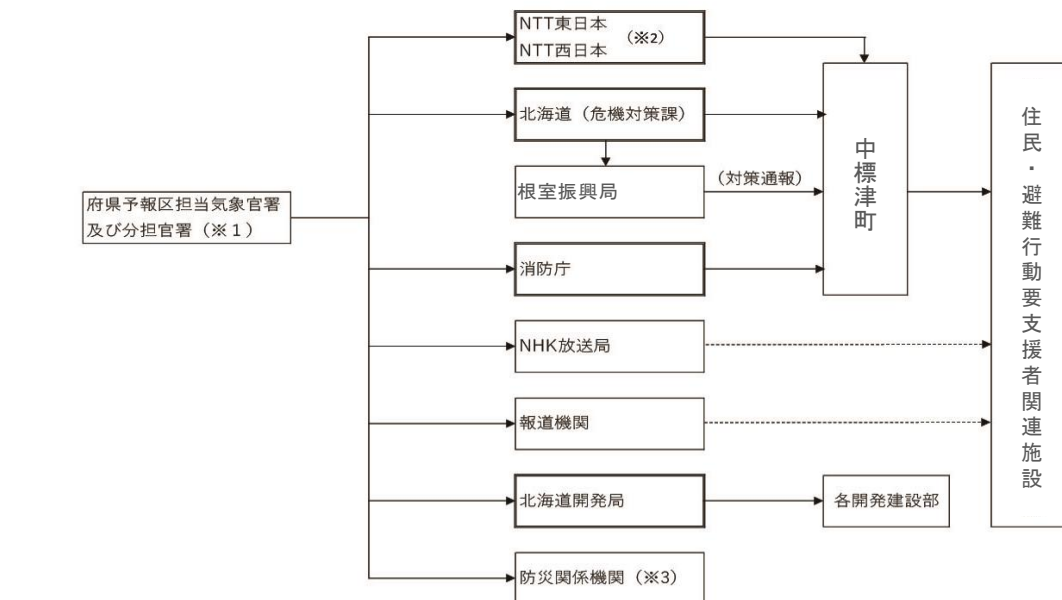
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

水防活動用気象等警報・気象注意報伝達系統図



（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先
は、放送

（※1）府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方支分担当官署：帯広測候所

（※2）NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

（※3）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱ 等

(2) 雨量・水位情報

町内を流れる河川の雨量観測所及び基準水位は次のとおりである。

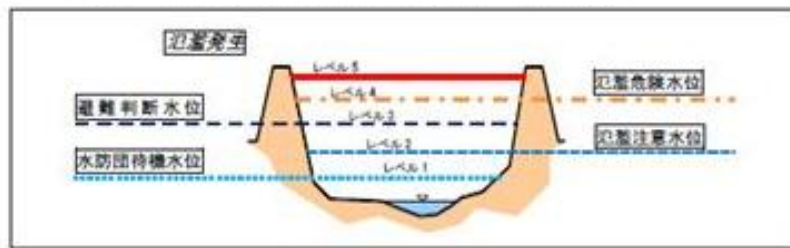
ア 雨量観測所

河川名称	観測所名	種別	観測所所在地
標津川	標津川俵橋	水位、雨量	中標津町字俵橋 31 番 19 地先
標津川	養老牛	雨量	標津郡中標津町字養老牛 523 番 1 地先

イ 基準水位

河川名称	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
標津川	標津川東 5 条	22.47	23.66	24.12	25.00	27.43
標津川	標津川俵橋	15.59	16.36	—	17.35	17.35
標津川	標津川合流点	5.32	6.03	6.53	6.93	7.09

(参考) 雨量観測地点の位置図と洪水危険レベルについて



4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、釧路総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

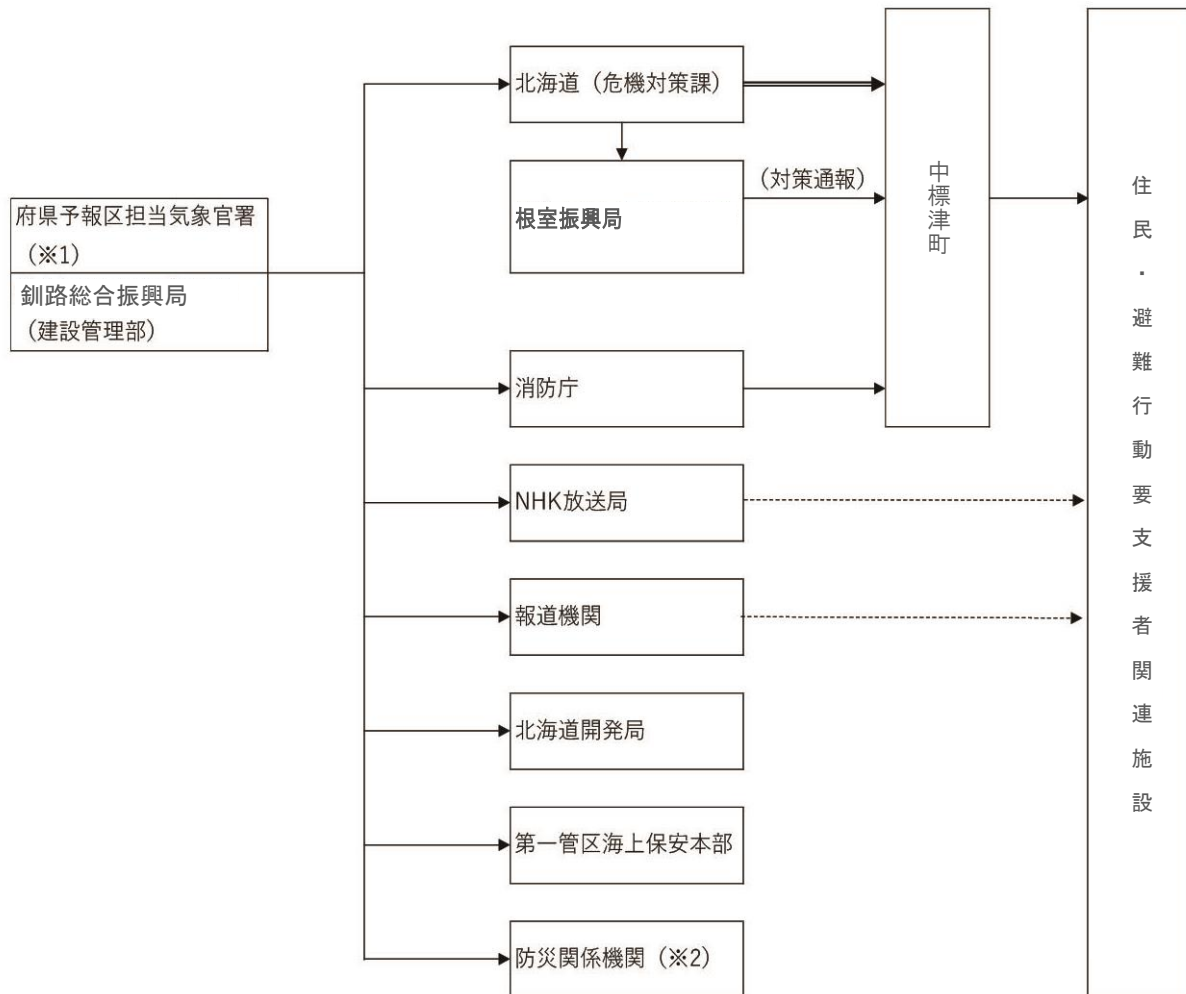
(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。

第3章 防災組織

土砂災害警戒情報伝達系統図



-----> は、放送

====> は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路

(※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台

(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力(株) 等

第3章 防災組織

5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(1) 種類及び発表基準

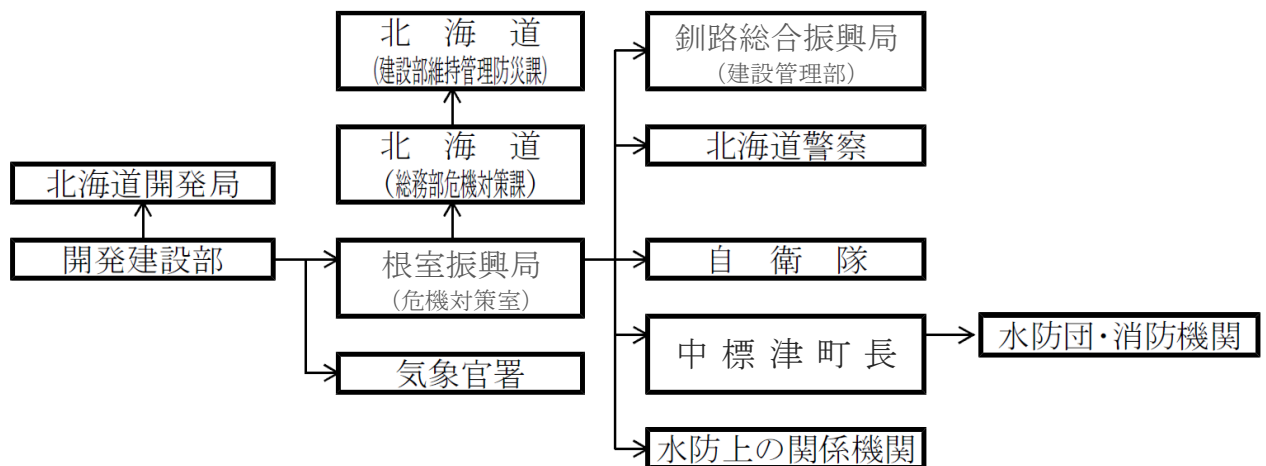
種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

6 水防警報（水防法第 16 条）

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。

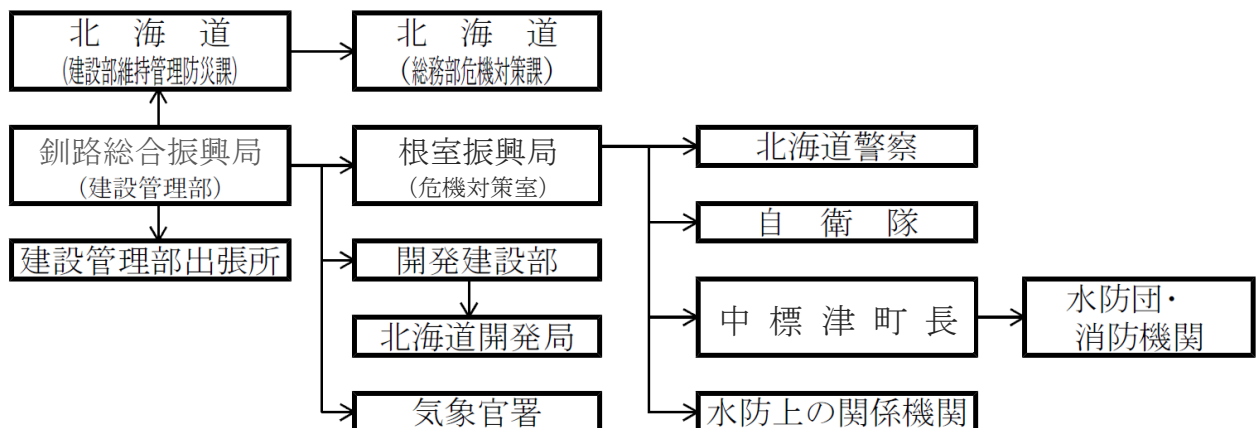
国土交通大臣が行う水防警報伝達系統図



(2) 知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

知事が行う水防警報伝達系統図

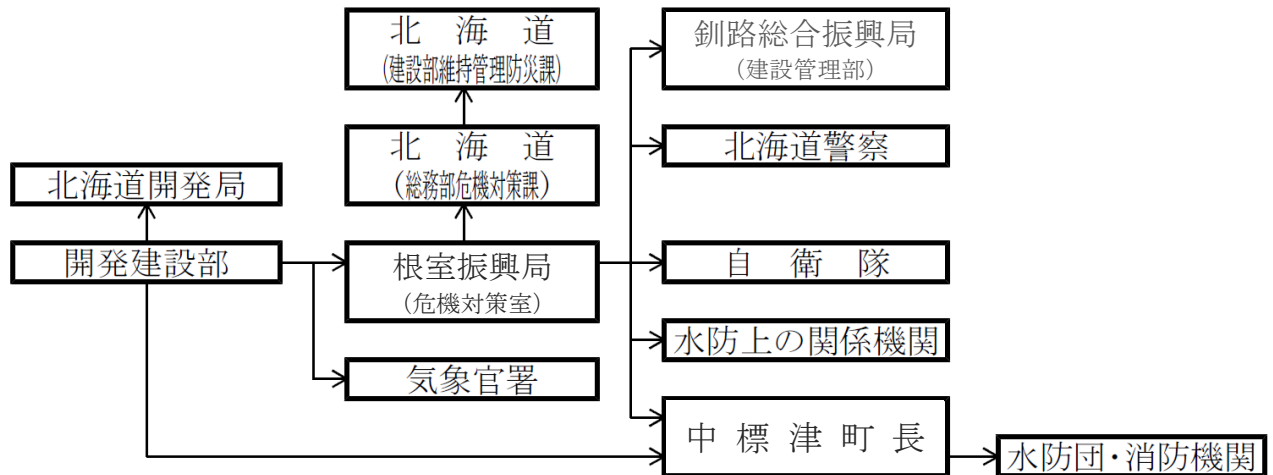


7 水位情報の通知

(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

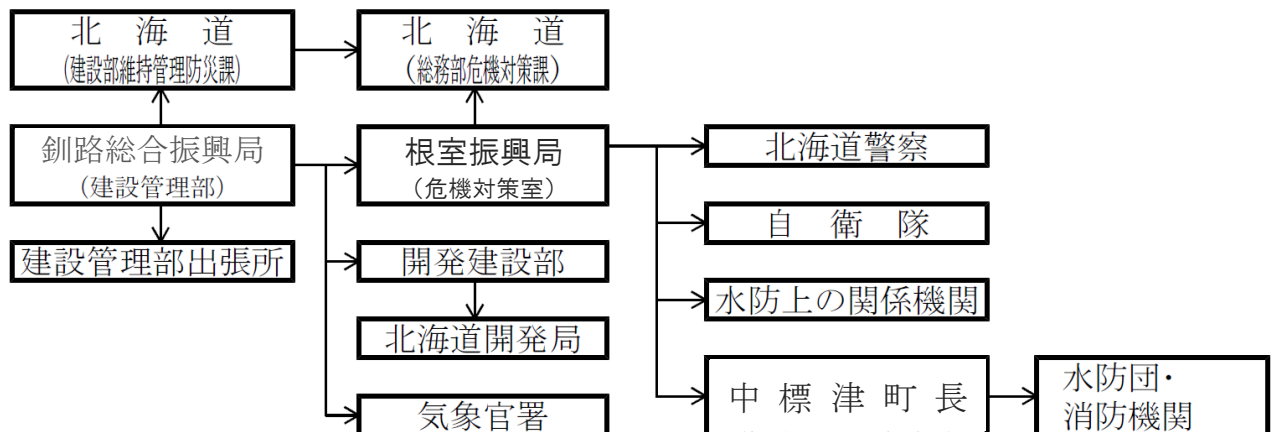
国土交通大臣が行う水位情報伝達系統図



(2) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

知事が行う水位情報伝達系統図



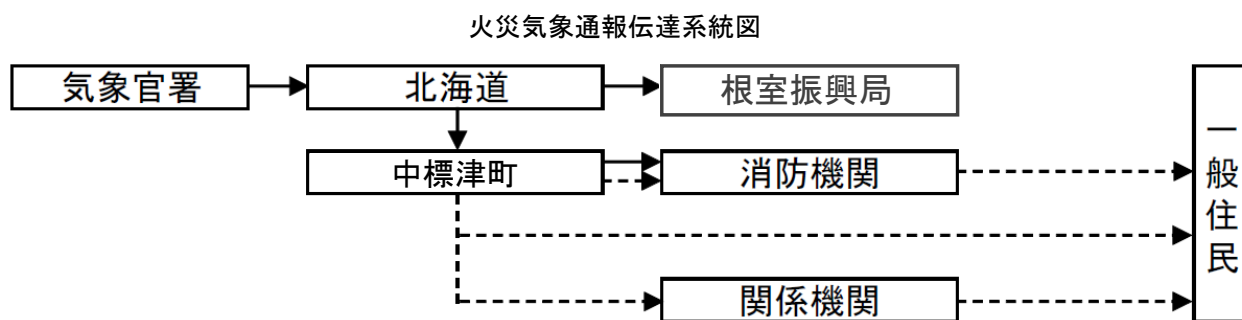
8 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報するものとする。通報を受けた北海道は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



----▶ は中標津町長が火災に関する警報を発した場合

9 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

る情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

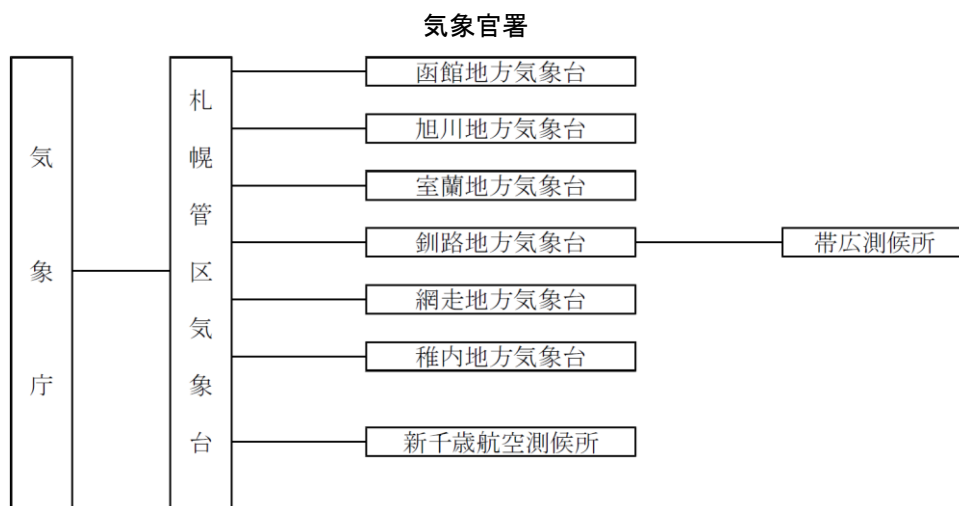
異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

充て先官署名	電話番号	地域
釧路地方気象台 釧路市幸町10丁目3	釧路（0154）31-5110（観測予報） 31-5146（防災）	釧路総合振興局、 根室振興局地域管内

第4 気象官署の組織等

1 気象官署

道内には、札幌管区気象台、各地方気象台等の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。



第3章 防災組織

2 観測所

気象庁は、気象災害を防止・軽減するために、雨、風、雪などの気象状況および潮位の変動を時間的、地域的に細かく監視する地域気象観測システム（アメダス）および潮位観測施設を全国に配置している。

本道における観測施設の種類及び内容は、次のとおりである。

種類	内容
地域気象観測所	気温、湿度、風向風速、降水量、日照時間（気象官署、特別地域気象観測所に限る）、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内173箇所（気象官署、特別地域気象観測所、空港を含む）に配置している。
地域雨量観測所	降水量、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内の52箇所に配置している。
潮位観測施設	潮位の変動を常時観測する施設で、道内6箇所（稚内、網走、釧路、花咲、函館、小樽）に配置している。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町、道及び防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、町、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、町は、町域の災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じる。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 地域の防災力を高めていくため、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害の

第4章 災害予防計画

リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレット等の作成及び配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得

- (3) 火災予防の心得
- (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (5) 農作物の災害予防事前措置
- (6) その他

5 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得

ア (家庭内、組織内の) 連絡体制

イ 気象情報の種別と対策

ウ 避難時の心得

エ 被災世帯の心得

6 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
- (2) その他

7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

第4章 災害予防計画

- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 町職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施する。

1 教育活動の実施方針

全職員を対象に災害対策本部設置を想定し対策部長、対策副部長、班長、班員に区分し、次の教育内容を下に各対策部に即した教育計画を作成し、研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配布等による教育活動を実施する。

2 教育内容

- (1) 災害に関する一般的な知識
- (2) 災害に対する防災対策
- (3) 町職員（災害対策本部員）に課せられた役割
- (4) 災害が発生した場合の行動基準
- (5) 各対策部各班の応急活動と処理方法
- (6) 災害対策における研究（組織、制度、対策、施設整備等）

第7 普及・啓発の時期

10月4日を「中標津町防災の日」と位置付け、防災思想及び知識の普及啓発を図る。

なお、この他に、9月1日防災の日（関東大震災記念日）、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画に定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するために、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は10月4日の「中標津町防災の日」や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた住民等と連携した訓練を実施する。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量とあわせ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、マスクや消毒液等の感染症対策用品、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- 2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、マスクや消毒液等の感染症対策用品等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか温暖・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるように、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。なお、根室振興局管内5市町では、各種災害について幅広く対応するための「根室管内5市町防災基本協定」を締結している。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

2 道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

4 防災関係機関等

あらかじめ、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町及び道は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する。
- 2 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
- 5 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。
- 6 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町防災計画において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努める。特に災害

第4章 災害予防計画

ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ町の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持つことのできるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

関係機関からの情報を迅速かつ正確に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関等

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力の下に早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身に付けた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、中標津町地域防災リーダー※¹、北海道地域防災マスター※²等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

※1 中標津町地域防災リーダーとは、町が認定する地域における防災リーダーで、防災知識の普及・啓発や災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営等、災害応急対策などを地域における自主防災活動の中核となり実施する者である。

※2 北海道地域防災マスターとは、道が認定する地域における防災リーダーで、研修を修了し指導者としての心構えなどを身に付けた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われる。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、この計画に定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 町は、緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- 6 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

- 9 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

	がけ崩れ・土石流・地すべり	大規模な火事	洪水	高潮	内水はん濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
管理の基準	居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。							
施設の構造の基準又は立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、そのすべてを満たすこと 《例》津波はa1、a2、a3を満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)。 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)						
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険に及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある。 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。						

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努める。

- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- (2) 老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケ

アを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

〔資料編〕指定緊急避難場所、指定避難所一覧

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を

考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」(北海道作成))

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布、寝具等の支給

ウ 衣料、日用必需品の支給

エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保

オ 負傷者に対する応急救護

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 緊急速報メールによる周知

イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

ウ 避難誘導者による現地広報

エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

(1) 避難の場所（避難場所等）

(2) 経路

(3) 移送の方法

(4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、この計画に定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

町は、福祉介護班を中心として「要配慮者支援班」を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。

＜要配慮者支援班＞

【位置付け】

- ・平時は福祉部局及び防災部局で密接な連絡をとり対応する
- ・災害時には、本部福祉介護班

(1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

なお、避難行動要支援者の範囲については以下の者とし、状況に応じて対象者の範囲を拡大する。

ア 要介護認定者で要介護状態区分3以上の居宅で生活する者

イ 身体障がい者のうち障害手帳を有する者で、障がいの程度が1級又は2級の居宅で生活する者

ウ 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度がA判定の居宅で生活する者

エ 精神障がい者のうち精神障害保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級の居宅で生活する者

オ 70歳以上の一人暮らしの高齢者

カ どちらも70歳以上の夫婦世帯又は夫婦のうちどちらかが70歳以上の高齢者夫婦世帯（高齢者のみで構成する世帯を含む。）

キ 妊産婦

ク 1歳未満の乳児

ケ ア～ク以外の理由で避難支援が必要な者

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員・児童委員、医師会、介護関係団体、障がい者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

2 道の対策

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、総合防災訓練などの実施に当たっては、道は、町等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、町における福祉避難所の指定促進を支援する。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

(5) 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ道防災会議会長に報告する。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会と連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

- 4 情報通信手段の施設については、平時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を下に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画に定める。

第1 建築物防災の現状

道においても、人口、産業の都市への集中がみられ、都市における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

第2 予防対策

町及び道が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

1 町

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

2 道

(1) 町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、町に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

(2) 低層過密の市街地を再開発し、建築物の不燃化、都市空間の確保等により都市防火を図るため、市街地再開発事業を促進する。

なお、この際、市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

(3) 道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図るものとする。

第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

1 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

2 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。また、町、道及び国は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。

なお、この計画に定めのない事項は、根室北部消防事務組合消防計画による。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、町区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

町は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成する。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努める。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4章 災害予防計画

消防サイレン吹鳴の種類

信号	方法	種 別	サ イ レ ン 信 号		
火災信号		近 火 信 号	3 秒 2 秒	3 秒 2 秒	3 秒 2 秒
			○－休止	○－休止	○－休止
		出 場 信 号	5 秒 6 秒	5 秒 6 秒	5 秒 6 秒
			○－休止	○－休止	○－休止
		応 援 信 号	5 秒 6 秒	5 秒 6 秒	5 秒 6 秒
			○－休止	○－休止	○－休止
山林火災信号		出 場 信 号	10 秒 2 秒	10 秒 2 秒	10 秒 2 秒
			○－休止	○－休止	○－休止
		応 援 信 号	同 上		
火災警報信号		火災警報発令信号	30 秒 6 秒	30 秒	
			○－休止	○－	
		火災警報解除信号	10 秒 3 秒	60 秒	
			○－休止	○－	
演習招集信号		演 習 招 集 信 号	15 秒 6 秒	15 秒 6 秒	15 秒 6 秒
			○－休止	○－休止	○－休止

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。

第1 現況

道の河川数は、石狩川、天塩川、十勝川の三大河川をはじめ2,000を超えている。

このうち、特に水防上警戒を要する河川は、次のとおりとなっている。

なお、標津川は水防警報河川として、北海道知事により指定されている。

(令和2年4月1日現在)

区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定
洪水予報指定河川	44 河川	1 河川
水防警報河川	60 河川	137 河川
水防警報の海岸	1 海岸	—
水位周知河川	21 河川	136 河川

第2 予防対策

町、道及び国等は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本編 第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 町、道

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

2 道、北海道森林管理局

(1) 集中豪雨などによる土砂の流出・崩壊の防止や洪水の緩和などの働きがある森林の機能を高度に発揮するため、森林法に基づく保安林の指定を促進し、適正な管理を進めるとともに、治山事業を推進する。

(2) 水系における土砂生産を抑制し河状の安定を期するため、砂防ダム建設等の砂防事業を推進する。

3 道

道は、水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、町長に通知する。

4 町

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、Jアラート（全国瞬時警報システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

〔資料編〕浸水想定区域内の要配慮者施設

(ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出あった施設に限る。）

- (3) 上記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

ウ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

第4章 災害予防計画

- (4) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、上記(2)ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係自治体の長に通知する。

5 道

道は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、町長に通知する。

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した中標津町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町、道及び国等は、次のとおり、風害予防対策を実施する。

1 北海道森林管理局、道

内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、防災林造成事業等の治山事業を推進する。

2 道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導する。

3 町、道

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

4 町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関等の相互の連携のもとに、この計画に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第2 町の予防対策

- 1 除雪路線実施区分

特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。

 - (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
 - (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
 - (3) 町道路線の除雪は、町が行う。
- 2 除雪計画

町道の除雪は、年度ごとに定める「中標津町除雪事業計画」に基づき実施する。

3 暴風雪対策

暴風雪対策は、「中標津町暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアル」及び「中標津町暴風雪災害対応本部設置規約」による。

[資料編] 暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアル

[資料編] 中標津町暴風雪災害対応本部設置規約

第3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、株式会社N T T 東日本-北海道東支店が施設の改善、応急対策を行う。

第4 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク株式会社中標津ネットワークセンターは、関係事業所と連絡をとり、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて特別巡視等を行う。

第5 孤立予想地域対策

異常降雪時における孤立予想地域の食料及び燃料等の供給、医療・助産、応急教育等について対策を講じる。

また、雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は除雪関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第6 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれの所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵を設置し、また標示板等により住民への周知を図る。

第7 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な行動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、降雪・積雪時の適切な行動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制の整備に努める。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

なお、町内を訪れる観光客に対しても、必要に応じて被害防止に向けた啓発を行うよう努める。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (2) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及

- (3) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (4) 雪下ろしの際の転落防止
- (5) なだれ危険箇所

2 暴風雪等による被害防止に向けた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。

イ 地吹雪などにより、運転をしていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ 避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防や警察等に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第8 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節で「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携の下に、「中標津町水防計画」に定めるもののほか、この計画に定める。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に町内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 町の予防対策

1 気象情報の把握と伝達

町は、融雪期においては釧路地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとし、発生のおそれがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、地域住民に周知する。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害警戒区域を中心に巡視警戒を行う。

第4章 災害予防計画

- (2) 町は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討する。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道内の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。
- (4) 町は、道路側溝、排水溝等の流下能力を確保するため、住民の協力を得て、側溝内の障害物除去を行う。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、障害物の除去に努め、道路交通の確保を図る。

4 水防資機材の整備点検

河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に現有水防資機材の整備点検を行い、関係機関及び資機材調達業者と十分打合せを行い、資機材の確保と効率的な活用に努める。

5 水防思想の普及啓発

河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報紙等を活用して、水防思想の普及啓発に努める。

6 なだれ等の対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。
- (2) がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化する。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、この計画に定める。

第1 現況

土砂災害警戒区域等は、次のとおり。

(令和6年3月1日現在)

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	
		土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	2	2
土石流	5	1
地すべり	0	0
指定箇所数 計	7	3

第2 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河川閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行うとともに、町及び道へ情報の通知を行う。

1 町

- (1) 町防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、町防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるも

のがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 町防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
- (4) 警戒区域等をその区域に含む場合は、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

2 道

- (1) 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表する。
- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示する。
- (3) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示する。
- (4) 町長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町防災計画に警

戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導する。

- (5) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行う。
- (6) 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行う。
- (7) 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じる。
- (8) 重大な土砂災害（地すべり）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したときは、町長が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じる。

3 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行い、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町、道及び国は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施する。

(1) 町

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するととも

に、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

また、町に対し地すべり危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料提供について指導する。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置する。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限する。

(3) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

2 がけ崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町、道及び国は、次のとおりがけ崩れ防止の予防対策を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策

ア 町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導する。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工する。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行う。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局、道

- (ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。
- (イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保する。
- (ウ) 町に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導する。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

3 土石流予防計画

(1) 町

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進する。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 町に対し危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供について指導する。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。

エ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(3) 北海道開発局、北海道森林管理局

ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。

ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導する。

第4 組織及び所掌事務

「本編 第3章 第1節 組織計画」により、各対策部が緊密な連携の下に、警戒区域の総合的応急対策を行う。

第5 情報の収集及び伝達

警戒区域の状況等の応急対策に必要な情報の収集及び伝達は「本編 第3章 第2節 気象業務に関する計画」及び「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、迅速かつ確実に行う。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊等については発表対象ではないことに留意する。

第6 警戒区域の情報連絡員

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡員については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」の地域情報連絡員が当たる。

第7 避難及び救助

町長は当該地域に崩壊、流砂土の危険があると認めたときは、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、当該地域住民に警告し、避難のための立退きを指示し、この旨を速やかに関係機関に通知することとする。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

2 道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 北海道警察（中標津警察署）

- (1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施する。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の

整備等を行うよう努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

(1) 町

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 道

道は、町における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第17節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第1 予防対策

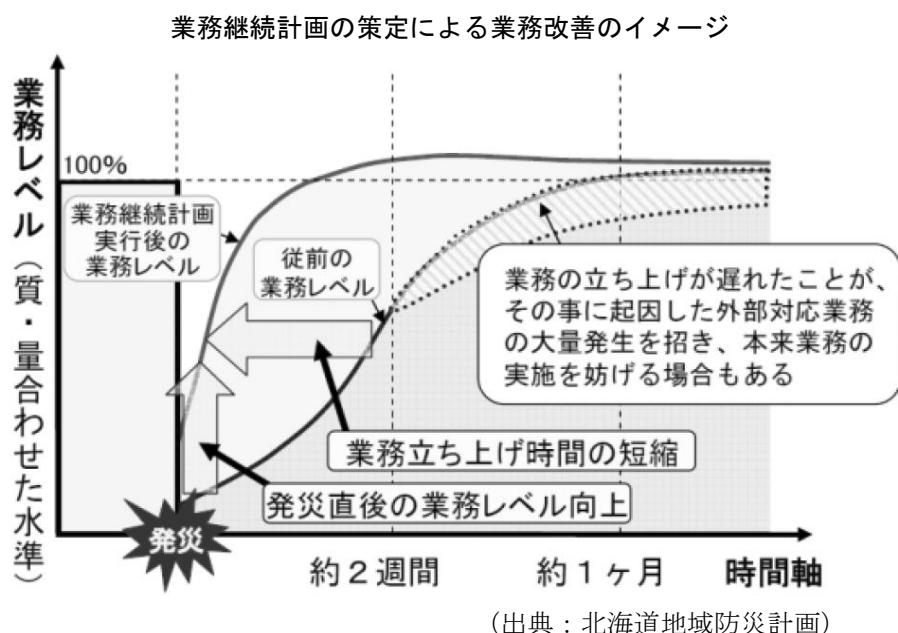
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「本編 第4章 第2節 防災訓練計画 第12 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努める。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の手配体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、業務の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は、中小企業等による業務継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、業務継続力強化支援改革の策定に努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電機用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第19節 重要警戒区域及び整備計画

災害発生が予想される重要警戒区域及びその区域に対する施設等の整備計画は、次のとおりである。ただし、本節の重要警戒区域及び整備計画は、毎年調査し、見直しをするものとする。

1 重要水防区域

重要水防区域は、「資料編 重要水防区域」のとおりである。

〔資料編〕重要水防区域

2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

地すべり、がけ崩れ等予想区域は、「資料編 地すべり、がけ崩れ等予想区域」のとおりである。

〔資料編〕地すべり、がけ崩れ等予想区域

3 危険物、爆発物等の所在場所

危険物、爆発物等の所在場所は、「資料編 危険物、爆発物等の所在場所」のとおりである。

〔資料編〕危険物、爆発物等の所在場所

4 施設整備計画

(1) 災害の発生を未然に防止するために、重要警戒区域等の施設管理者及び消防法第8条に規定する防火管理者は、それぞれにおいて整備計画及び消防計画を策定する。

(2) 消防施設の整備計画は、根室北部消防事務組合消防計画に定めるところによる。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握する。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行う。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行う。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携の下、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を根室振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等の報告及び伝達責任者は、総務部長とし、総務課長を代理者とする。

第5章 災害応急対策計画

町長は、災害情報等を収集及び連絡するため、各地域に「情報連絡員」を置く。情報連絡員は、町内会、地区連合会の会長をもって充てる。

(2) 収集する主な情報は次のとおりとする。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、発生の原因、進行状況
- イ 降雨、降雪、河川の水位、急傾斜地等の状況
- ウ 住民の生命、財産、避難状況
- エ 電気、水道、通信等の被害状況
- オ 人畜、建物、農地、山林、河川、道路の被害状況
- カ 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

2 被害状況の調査

(1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は、関係各課（各班）が当たる。その分掌は「資料編 資料5 災害対策本部の業務分担」のとおりである。

(2) 町長は、地域の被害状況を調査するため、その補助者として各地域に地域情報連絡員を置く。

(3) 各課（各班）が調査した被害状況等は、総務班で集計する。

3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

ア 災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の設置状況及びその他の情報等について、関係機関へ通報する。（「本編 第3章 第1節 組織計画」に定める機関）

イ 防災関係機関等は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該災害対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により根室振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに。

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに。

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第 2 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び根室振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣充て及び消防庁長官充ての文書を消防庁へ提出する。

第 3 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

【火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先】

被害状況等の報告【道・根室振興局報告先】

区分 回線		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道根室振興局 地域創生部危機対策室
N T T 回線	日中	011-204-5009 011-231-4314 (FAX)	0153-24-4799 0153-23-6182 (FAX)
	夜間	011-231-5009 内線 22-586 011-231-4314 (FAX)	
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	日中	4-6-210-22-569 4-6-210-22-729 (FAX)	4-6-810-2191 4-6-810-2192 4-6-81-23-6182 (FAX)
	夜間	4-6-210-22-586 4-6-210-22-729 (FAX)	

第5章 災害応急対策計画

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（注1）	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

（注1）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

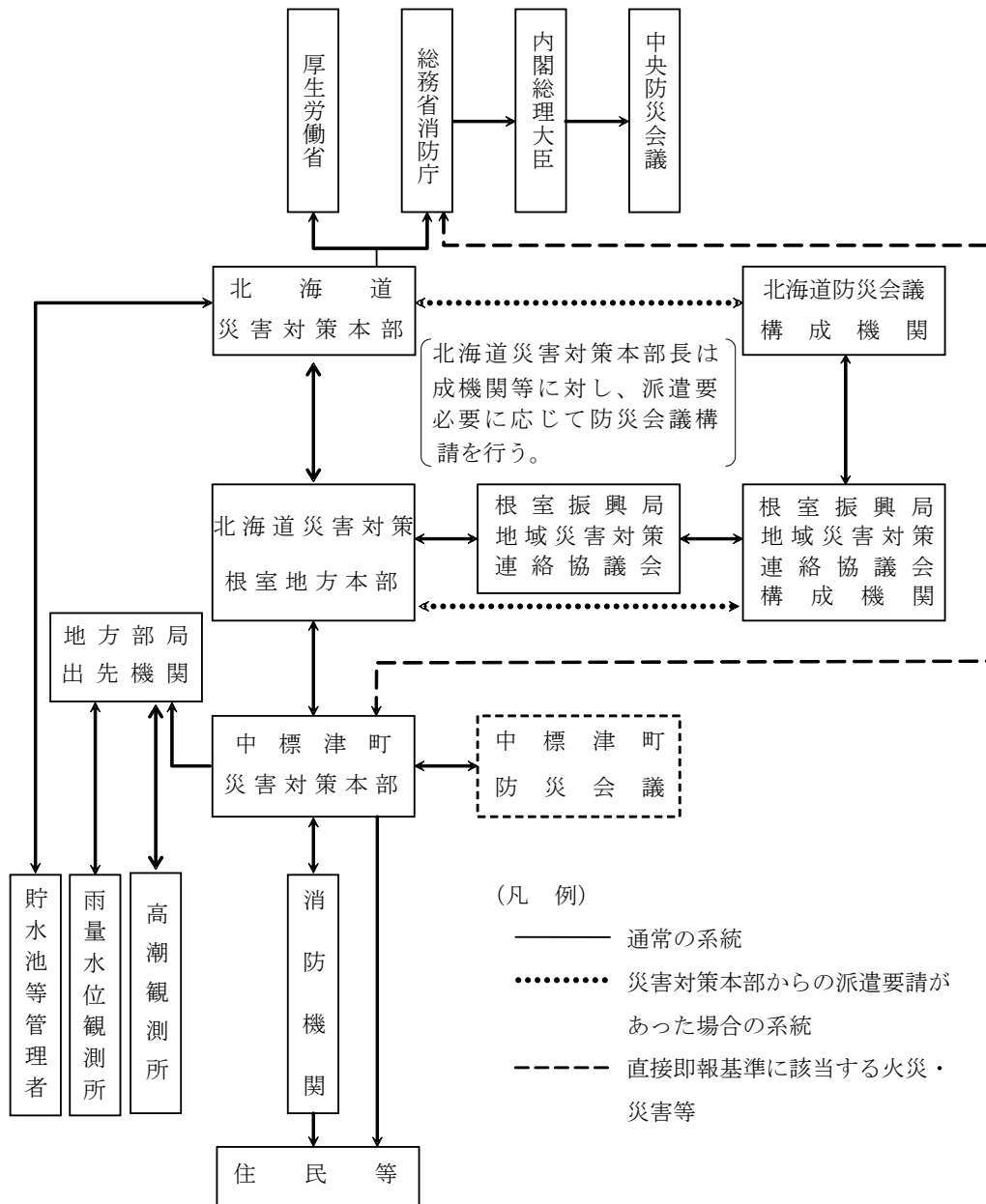
被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（注1）	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

消防庁への直接即報基準

区分		直接速報基準
火災等速報	交通機関の火災	・航空機、自動車の火災で次に挙げるもの ア 航空機火災 イ トンネル内車両火災
	危険物等に係る事故	・死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・危険物等を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ・危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故速報		・死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に挙げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃速報		・武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報		・被害の有無を問わず、町の区域内で震度5強以上を記録したもの

災害情報等連絡系統図



[資料編] 災害情報等報告取扱要領

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

1 災害時の通信連絡

災害に関する警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、ファクシミリ又は無線通信等により速やかに行う。

2 通信の統制

地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の所有者又は管理者は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

3 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115 番（局番なし）をダイヤルし N T T コミュニケータを呼び出す

イ N T T コミュニケータがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（アの8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体の機関（アの表及び本表1～4(2)に掲げるものを除く）相互間
5 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間

第3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- 1 北海道開発局関係無線による通信
釧路開発建設部中標津道路事務所を経で行う。
- 2 第一管区海上保安本部関係無線による通信
羅臼海上保安署等を経で行う。
- 3 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。
- 4 警察電話による通信
中標津警察署及び町内の交番等を経で行う。
- 5 警察無線電話装置による通信
中標津警察署及び同移動局（パトカー）等を経で行う。
- 6 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
中標津町役場及び北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室を経で行う。
- 7 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
北海道電力ネットワーク株式会社中標津ネットワークセンターを経で行う。
- 8 東日本電信電話株式会社の設備による通信
東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

9 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

10 衛星携帯電話による通信

中標津町役場等を経て行う。

第4 通信途絶時等における連絡方法

町は、上記第1～第3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

また、必要がある場合、次に掲げる事項を北海道総合通信局へ連絡する。

1 移動通信機器の借受を希望する場合

- (1) 借受申請者の氏名又は名称及び住所（連絡先）
- (2) 借受希望機種及び台数
- (3) 使用場所
- (4) 引渡場所及び返納場所
- (5) 借受希望日及び期間

2 移動電源車の借受を希望する場合

- (1) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 台数
- (3) 使用目的及び必要とする理由
- (4) 使用場所
- (5) 借受期間
- (6) 引渡場所

3 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (1) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 希望エリア
- (3) 使用目的
- (4) 希望する使用開始日時

第5章 災害応急対策計画

(5) 引渡場所及び返納場所

(6) 借受希望日及び期間

4 臨機の措置による手続きを希望する場合

(1) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(2) (1) に係る申請の内容

5 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

(夜間・休日) 090-1525-0101

第3節 災害広報・情報提供計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS（旧Twitter等）、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (2) 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、Jアラート（全国瞬時警報システム）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

第2 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第5章 災害応急対策計画

1 災害情報及び記録写真等の収集方法

災害情報等の収集については「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法によるものとする。

- (1) 政策推進班による災害写真の撮影と収集
- (2) 報道機関その他関係機関との連携による情報収集及び広報と記事の収集
- (3) 災害の状況に応じて各対策部による情報収集と写真撮影
- (4) 町有施設の被害状況の集約及び記録写真等は努めて当該主管課で行う

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 報道機関に対する発表の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、総務対策部で集約し、災害対策本部役員会議に諮り、副本部長（副町長）が発表する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関に対して、情報資料を提供して、災害情報の迅速な周知を図る。

広報主管部	広報責任者	伝達方法	広報事項
総務対策部	集約責任者 総務対策部長 発表責任者 副本部長	口頭発表 文章発表 問い合わせ回答	①被害調査及び発表の時限 ②災害発生の日時、場所、種類 ③被害状況・応急、復旧対策の状況 ④住民に対する注意、協力、指示事項

(2) 住民に対する広報の内容及び方法

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら、次の方法によるものとする。

広報主管部	広報責任者	伝達方法	伝達広報事項
総務対策部	総務対策部長	広報車運行 町内会組織伝達 報道媒体の利用 インターネット 北海道防災情報システム J アラート（全国瞬時警報システム） L アラート（災害情報共有システム） 緊急速報メール又は登録制メール SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） コミュニティFM放送 その他あらゆる方法による	①災害の状況 ②避難指示等と避難場所・避難所 ③交通機関、道路の状況 ④電気、水道の復旧状況 ⑤給水、給食の状況 ⑥応急対策、復旧対策の状況 ⑦注意、協力、指示事項 ⑧災害相談に関すること ⑨その他住民生活に必要な事項

イ 高齢者、重度障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

ウ 災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

(3) 関係機関に対する広報

総務対策部は防災関係機関等に対して、災害情報を提供し、災害実態の周知に努める。

(4) 災害対策本部員に対する広報

各対策部長、班長を通じ災害対策本部員に災害及び被害状況の推移を周知し、措置すべき事項等を指示連絡する。

3 広聴活動（被災者相談所の開設）

総務対策部は、災害の状況により必要と認めたときは、災害対策本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

第3 道の広報

町及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

- 1 災害の種別(名称)及び発生年月日
- 2 災害発生の場所又は被害激甚地域

3 被害状況

- ・ 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
- ・ 火災状況(発生箇所、避難等)
- ・ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- ・ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- ・ その他判明した被災地の情報(二次災害の危険性等)

4 救助法適用市町村名

5 応急、恒久対策の状況

- ・ 避難について(避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等)
- ・ 医療救護所の開設状況
- ・ 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- ・ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

6 災害対策(連絡)本部の設置又は廃止

7 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

第5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第6 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた場合は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

- (3) 安否情報の照会を受けた場合は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) (3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町及び道は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第5 災害時の氏名等の公表

1 町

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に氏名等の情報収集を行う。

2 道

道は、住民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応する。

第 4 節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第 1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

1 町長（基本法第 60 条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

- (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに根室振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第 29 条）

- (1) 水防管理者（町長）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、中標津警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（根室振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（根室振興局長）は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。
- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する

4 警察官又（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官は、1の（2）により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

避難指示等の実施責任者

実施者	指示区分	災害の種類・内容	根拠法令
町長	高齢者等避難	災害全般	基本法第56条
	避難指示 緊急安全確保	災害全般	基本法第60条

第 5 章 災害応急対策計画

実施者	指示区分	災害の種類・内容	根 拠 法 令
警察官	避難指示 緊急安全確保	災害全般。町長が指示する時間がない時。又は町長から要請があったとき。	基本法第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	避難指示	洪水	水防法第 29 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難指示	災害全般。災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない限り避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた吏員	避難指示	地すべり	地すべり等防止法 第 25 条

警戒区域の設定権者

実施者	災害の種類	内 容 （ 要 件 ）	根 拠 法 令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く	災害全般の現場において活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条・ 第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官がその場にいない場合。	基本法第 63 条第 3 項

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第 2 避難指示等の基準

1 事前避難

警報等の発表又は災害が発生し始めた場合は、事前に避難準備を指示し又は事前に安全な場所へ避難させるための立退き指示基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。
- (2) 河川が警戒水位を超え、なお上昇し、被害が予想されるとき。
- (3) がけ崩れ、地すべり等の危険が予想されるとき。
- (4) その他の状況から避難準備又は避難をさせておく必要があると認められるとき。

2 緊急避難

町長は災害発生の危険が目前に急迫していると判断されたときは、危険な区域にいる者を至急安全な場所に避難させるものとする。

3 収容避難

町長は事前及び緊急避難した避難場所等に災害の危険がある場合は、至近の避難所等又は安全な場所に再避難させる。

【避難指示等の発令基準】

避難指示等の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、発令する。

なお、各河川水位観測所の避難判断水位等については「本編 第3章 第2節 気象業務に関する計画」による。

(1) 高齢者等避難

要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難場所等までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次による。

(2) 避難指示

通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次による。

(3) 緊急安全確保

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、指示よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、その基準は次による。

なお、事前避難のいとまのない場合は、至近の安全な場所に緊急避難させること。

第 5 章 災害応急対策計画

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準

区 分	洪水災害		土砂災害
	標津川	その他の河川	
警戒レベル 3 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合（標津川東 5 条観測所：24.12m、標津川合流点：6.53m） 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合（標津川東 5 条：23.66m、標津川俵橋：16.36m、標津川合流点：6.03m） ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②標津川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 2：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

第 5 章 災害応急対策計画

区 分	洪水災害		土砂災害
	標津川	その他の河川	
警戒レベル 4 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達した場合（標津川東 5 条：25.00m、標津川俵橋：17.35m、標津川合流点：6.93m） 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 2：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

区 分	洪水災害		土砂災害
	標津川	その他の河川	
警戒レベル5 緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)
	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（標津川東5条：25.00m、標津川俵橋：17.35m、標津川合流点：6.93m）	1：標津川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）	1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
	2：標津川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）	3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合（災害発生を確認）
	3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	3：土砂災害の発生が確認された場合
	4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（災害発生を確認）	5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認）	
	5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

第 3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、知事（根室振興局）、北海道警察本部（中標津警察署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び釧路地方气象台、河川事務所等、道や国の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、道や国の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

3 協力、援助

(1) 北海道警察（中標津警察署）

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

第4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、広報車運行、町内会組織伝達、北海道防災情報システム、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール又は登録制メール機能を含む。）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 周知内容

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。また、必要な場合は、2つ以上の方法を併用する。

(1) 広報車による伝達

町、消防、警察関係車等の車両を使用し、関係地区を巡回し伝達する。

(2) 電話による伝達

電話により町内会組織等に通報し、周知徹底を図る。

(3) 伝達員による個別伝達

災害対策本部員が町内会組織等に通報し、個別に周知徹底を図る。

(4) 放送による伝達

「放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」により、各放送事業者へ放送を依頼する。

(5) FMコミュニティ放送への緊急割込放送

FMはな（FMなかしべつ放送）の放送に役場庁舎から割り込み、情報伝達を行う。

(6) 緊急速報メール（エリアメール）による伝達

町内の対応した携帯電話へ一斉に伝達する。

(7) その他、あらゆる手段により伝達

第5 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員及び消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町の職員、消防職員及び消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

1 避難方法

(1) 避難の順位

避難に際しては、要配慮者を優先させる。

(2) 避難場所等責任者

ア 町長は、避難場所等を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに災害対策本部員を避難場所等責任者として派遣駐在させ、管理に当たらせる。

イ 避難場所等責任者は、避難住民の実態把握と保護に当たり、災害対策本部との連絡を行う。

ウ 避難場所等責任者は、避難場所等内の衛生について特に留意し、必要な措置を講ずるときは町民生活対策部に報告し指示を受ける。

エ 避難場所等責任者は、給食、その他物資の配分については統制を保ち、公平に行う。

オ 避難場所等責任者は、避難場所等の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。

カ 避難場所等責任者は、常に災害対策本部と連絡を密にし、その使命を遂行するために万全を期す。

キ 避難場所等責任者は、避難者名簿、報告書等を作成する。

[資料編] 避難者状況報告書（様式）

(3) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

(4) 携帯品の制限

避難者の携帯品は、必要最小限度にとどめる。

2 避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たって、災害対策本部員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、町防災計画に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市町村において福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 避難場所等

1 避難場所等の確保

町は、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり避難場所等を開設する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所等として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

町は、避難場所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 緊急避難場所

災害に伴う初期避難場所として、速やかに移動可能で安全な場所。

原則として、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小・中学校のグラウンド等とする。

(2) 避難所

土砂災害、洪水、地震等で住家が損壊・倒壊又は流出等の危険が生じた場合、吹雪等により帰宅困難者が発生した場合に滞在避難施設として利用する避難所。

1人当たり最低限2㎡を確保するよう努める。

また、避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を、地震災害時には耐震補強された施設を、それぞれ指定する。

なお、浸水想定区域内の避難所については、気象等の状況に応じて、町内の浸水想定区域外の避難所へ集団避難する際の一時集合場所として活用することも想定する。

(3) 福祉避難所

特別な配慮が必要な障がい者、妊産婦、高齢者等、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の要援護者を対象とし、避難所開設後、必要がある場合に開設する避難所。

第10 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第11 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 町は、避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第12 避難所の運営管理等

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 2 町は、避難所応急開設マニュアルを活用した訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努める。なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、中標津町地域防災リーダー、北海道地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努める。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- 4 町は、避難所ごとに受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5 町は、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町、道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の

状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

7 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

8 町は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

9 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

10 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、道が締結している「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努める。

11 中標津警察署は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努める。

12 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

13 町は、車中泊による避難を受入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等を調達するなど、体制の構築に努める。

15 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉

担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

16 町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。

17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

3 道外への広域避難

(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求める。

(2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行う。

(3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 関係機関の連携

(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放

送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ根室振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに、報告する。

- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第13 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難場所等における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保健環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 避難場所等における動物の適正な飼育

町は、避難場所等を設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、道及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- (2) 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭の斡旋、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第 5 節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び知事等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。

第 1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- 2 消防機関及び水防団の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第 2 町等の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

[資料編] 公用令書等（様式）

3 警戒区域の設置

(1) 町長(基本法第 63 条、地方自治法第 153 条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条・第 36 条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(4) 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

ア 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

4 他人の土地、物件等の一時使用等

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節で「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節で「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。この場合において、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び基本法の規定に基づき、次の措置をとる。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権限を有する者（以下、本節で「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、中標津町公告式条例（昭和 25 年 10 月 10 日条例第 12 号）を準用して、その通知事項を庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

5 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節で「工作物等」という。）の除去、その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して 6 月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

6 他の市町村長等に対する応援の要求

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。
- (2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

7 知事に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施を要請する。

8 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

9 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (2) 水防管理者及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (3) 消防職員及び消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、この計画に定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請の基準

自衛隊の派遣は、人命及び財産の保護を目的とする場合に要請することとし、おおむね次の基準による。

- (1) 災害の発生が予想され、又は災害が発生し、緊急の措置、特に人命の捜索・救助に応援を必要とするとき。
- (2) 人員及び救援物資の緊急輸送のため支援を必要とするとき。
- (3) 主要道路の応急啓開に支援を必要とするとき。
- (4) 応急措置のため医療、防疫、給水、給食及び通信などの支援を必要とするとき。

2 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行う。

[資料編] 自衛隊派遣要請（様式）

3 派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておく。

(1) 派遣部隊指揮所

町役場内の災害対策本部近傍に準備する。

(2) 派遣部隊活動拠点（宿泊、炊事、整備地域、車両・資機材の保管場所等）

町有施設、町有地を提供するが、被災地近隣に町有施設、町有地がない場合は、民有地等の適宜な場所を町で保有して提供する。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、総務対策部長とし、連絡員は総務班員を充てる。

(4) 作業計画の準備

自衛隊と調整し、作業場所及び内容、使用資機材等の確保、その他必要な計画を災害対策本部会議で樹立し、災害派遣部隊到着と同時に作業を開始できるよう準備する。

4 派遣部隊到着後の処置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、各対策部長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとる。なお、派遣部隊の主な活動は次による。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(2) 知事への報告

総務対策部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を根室振興局長を経由し知事に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収要領

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文章（様式2号）をもって、知事（根室振興局長）にその旨を報告する。

[資料編] 自衛隊撤収要領（様式）

6 経費等

(1) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要な経費については、町と自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

7 派遣要請先

根室振興局地域創生部危機対策室防災主査

8 自衛隊派遣要請に伴う連絡先

陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊 第3科 0154-40-2011（内線403）

第2 自衛隊との連携強化

- 1 町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。
- 2 町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第3 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまが

ない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できるかぎり早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおり。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 3 航空機の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節避難対策計画第11」による。

第1 町の応援要請・応援活動

1 他市町村及び道への応援要請

- (1) 大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

2 他市町村に対する応援活動

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

3 町に対する応援（受援）

(1) 町への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、町に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行う。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上によう努める。

(2) 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(3) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（根室振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（根室振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（根室振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第2 消防機関（根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 関係団体等に対する応援要請

町長は緊急医療の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、日本赤十字社北海道支部、根室市外三郡医師会及び中標津建設業協会等の関係団体に対して応援要請を行う。

なお、協定締結団体については、それぞれの協定書に基づき対応する。

〔資料編〕関係団体等との応援協定

第4 応援の受入れ体制と活動状況の把握

町長は応援隊及び応援物資の受入れのため、次の事項について必要な措置をとるよう各対策部長に指示する。

- 1 応援隊の受入れは関係する対策部が直接当たる。
- 2 応援隊を受入れた対策部長は隊員数、活動日数及び活動状況、宿舍、食料確保等を常に把握し総務対策部長に報告する。
- 3 応援隊を受入れる対策部長は災害対応の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制に必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援に関する進入路、資機材、応援手段について協議する。

第5章 災害応急対策計画

- 4 応援隊を受入れる対策部長は集結地点又は応援物資の受取り場所等を選定し、応援隊を誘導する。
- 5 応援隊の活動は、町長の指揮下で活動する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応

1 緊急運航の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ 電話：011-782-3233 ・ FAX：011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク：4-6-210-39-897、4-6-210-39-898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長（根室北部消防事務組合消防本部）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプター出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、根室振興局及び中標津警察署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。

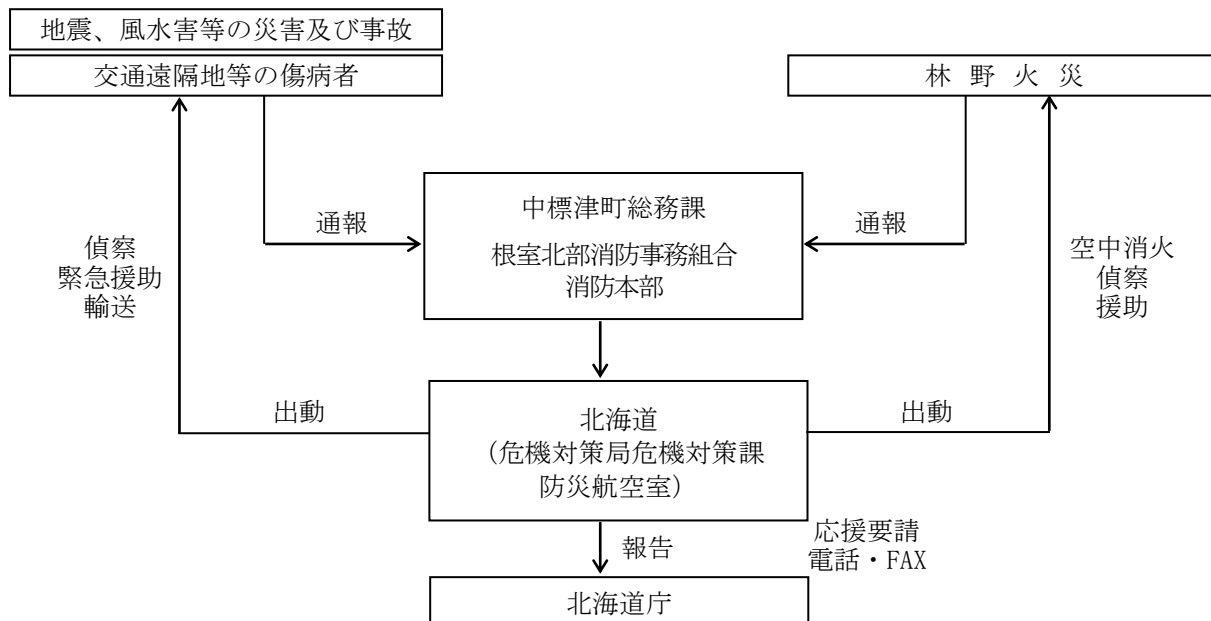
ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおり。

消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



6 受入れ体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「本編 第 5 章 第 14 節 輸送計画」に記載する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第 9 節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第 1 実施責任

1 町（根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部（根室地区 中標津町分区）の救護所に収容する。

また、町は、当該町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道、等の応援を求める。

2 北海道警察（中標津警察署）

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 道

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第 2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察（中標津警察署）は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき災害対策現地合同本部を設置する。

3 救出対象者

災害によって生命、身体に危険な状態になった者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震・雪害等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害・雪害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) なだれ・地すべり・がけ崩れ等により生き埋めとなった場合及び自動車、飛行機等の大事故が発生した場合

4 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、その状況を記録しておく。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 医療救護活動の実施

1 町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 協力機関等

- (1) 根室市外三郡医師会
町の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (2) 釧路歯科医師会
町の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

第2 輸送体制の確保

1 救護班

救護班の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。
ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第3 被災者の健康管理指導の実施

避難場所等での、健康管理指導は、健康班が中心となり、医療班、保健所、病院との連絡調整を行い、次のとおり実施する。

- (1) 被災者（とくに高齢者、乳幼児、妊婦）の健康状態の把握
- (2) トイレ、手洗い等の生活環境の整備や消毒方法

- (3) インフルエンザ等感染症の予防及び患者発生時の収容等の連絡調整
- (4) 疾病のある人への治療継続、悪化防止への対応（高血圧、糖尿病、精神疾患、歯科等）
- (5) 車中で避難している被災者の健康状態の把握及び健康障害の予防
- (6) その他必用な事項

第4 医薬品等の確保

1 町

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

2 道

道は、町から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

第5 メンタルヘルスケア

大規模災害によって被災者にもたらされるのは、家や財産等に対する物的損害だけではなく、これらの被害によって、住機能障害、交通輸送機関障害、通信機能障害、公共サービス機能障害等、住民の日常生活活動、経済活動、地域社会活動全般に対して大きな影響を受け、被災者は不便による身体的疲労だけでなく、不安感やストレスを増大させられる。

また肉親や知人、友人を亡くした悲しみや、財産や住家を失ったところによる精神的打撃もまた、人びとの心の大きな傷となる。

これらに対する「メンタルヘルスケア」（精神的健康回復への対応）の実施はこの計画の定めるところによる。

1 実施責任

被災状況によって必要性が認められた場合のメンタルヘルスケア活動の実施は、町長が行うものとするが、現場実務については、総務対策部（公聴）、町民生活対策部、医療対策部が緊密な連携をとり、保健師が実施する。

ただし、救急医療、助産活動等との関連によって十分なケア活動が確保できない場合には、各対策部と協議した上で、民生委員・児童委員や民間ボランティア活動団体に支援、協力要請する。

2 メンタルヘルスケアの対象者

肉親を亡くした被災者、多くの家族を亡くしたことにより家庭の営みを喪失した被災者、独居高齢者、住居が孤立し地域社会と疎遠になりがちな被災者等を中心に訪問による観察や近隣住民との話し合い、電話連絡時の様子等によって、ケアを必要とする実情を把握し、計画的にケア活動を行う。

3 ケア活動

被災に伴う精神症状は、被災直後には被災反応（茫然自失、無感動、無表情）から、被災後不安、精神麻痺、急性悲哀等が見られ、被災後しばらく時間が経過すると、心的外傷後ストレス障害、生き残り症候群、死別症候群等があり、これらによって不安に基づく睡眠障害、驚愕反応、現実否認ショック、怒り、抑うつ等の多様な症状を示す。

これらに対して保健師、民生委員・児童委員、民間ボランティア等による日常的ふれあいによるケア活動とともに、必要に応じて医者や町外の専門家による出張カウンセリング等の精神医学的取組みを含めて実施する。

第6 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第7 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第8 医療関係機関の状況

[資料編] 医療機関

[資料編] 医薬品・衛生機材販売業者

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 町

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 保健所長の指導の下集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫チームの編成

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておく。

1 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

第3 感染症の予防

1 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できるかぎりし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒活動

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

(1) 浸水地域においては浸水家屋、道路側溝その他不衛生な場所の消毒を被災後直ちに実施する。

(2) 避難場所等の便所、その他不衛生な場所の消毒。

(3) 状況によって、又は知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所定量を確保し、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

7 各世帯における消毒

家屋周辺の清潔及び消毒は原則として、各世帯において実施する。

なお、床上浸水地区に対しては、被災後各戸に消毒剤を配布し、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、その他不衛生な場所の消毒等について指導を行う。

第4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第 5 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

根室家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

根室家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

根室家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

根室家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

根室振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第 12 節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、中標津警察署（以下、本節で「警察署」という。）が実施する警戒、警備については、この計画の定めるところによる。

第 1 災害時における警察署の任務

警察署は、管内の防災関係機関と緊密な連携の下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として、総合的な警察活動を行うことを任務とする。

第 2 災害警備体制の確立

警察署における災害警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、警察署長が別に定めるところにより、災害警備本部、又は災害警備対策室を設置する。

1 災害警備活動

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行う。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害の実態把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 危険地域における住民等の避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 気象予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の搜索及び遺体の検視
- (9) 被災地、避難場所等、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 町長の事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実際に必要な準備をすることを要請する。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から基本法第 59 条に基づいた要求があったときは、同条第 1 項に規定する指示を行うことができる。

この場合において、同条に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知し、町長が当該措置の事後処理を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は、基本法第 49 条の 10 ないし 13 に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供する。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

(1) 警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

警察が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害の種別

イ 災害が発生した日時、場所、又は地域

ウ 当該地域の気象情報

エ 被害の概要及び主要被害の状況

オ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況

カ 警察関係の被害状況

キ 治安状況

(2) 警察署は、収集した災害情報を、必要と認められる場合には、町長その他関係機関に通報する。

(3) 警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣する。

4 避難に関する事項

(1) 警察官は、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示等を行う。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告する。

(2) 前号の場合においては、防災計画に定める避難先を指示する。ただし、災害の種別、規模、現場の状況等により防災計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知し、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

(3) 警察官が基本法第 61 条の避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行う。

ア 避難すべき時期

イ 避難すべき理由

ウ 避難先における給食等の準備状況

- (4) 避難誘導に当たっては、災害対策本部、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

5 救助に関する事項

- (1) 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。

また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力する。

- (2) 警察署長は、災害が発生し、必要があると認められた場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視及び警らを行い、被災者の発見に努めこれを救出する。

6 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。

警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行う。

- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、第9項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。

この場合の損失補填等の事後処理については町長が行う。

7 通信計画に関する事項

- (1) 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図る。

- (2) 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。

この場合の手続きは、あらかじめ協議をする。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制、その他警察措置に関する事項について迅速な広報に努める。

第3 応急対策の実施

- 1 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

第5章 災害応急対策計画

- 2 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- 3 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- 4 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

1 町（根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署）

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会(北海道警察)

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 東京航空局（空港事務所）

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

4 北海道開発局（釧路開発建設部中標津道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 道（釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

6 自衛隊（陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、消防職員、警察官がその場にいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（根室振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (イ) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (ロ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ハ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (ニ) 災害を受けた児童生徒等の応急教育に関する事項

- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 発災前確認手続

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 発災前確認手続の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の発災前確認手続について、民間事業者等に対し、周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察（中標津警察署）、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおり。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

町では、次の区分により、緊急輸送道路を指定している。

- (1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク
広域的に輸送に必要な主要幹線道路
- (2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク
町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路
- (3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク
上記以外の道路で避難場所等をネットワークするなどの重要な道路

[資料編] 緊急輸送道路図

3 町の対応

災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、中標津警察署と連携の下、「本編 第5章 第24節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、安全な交通の確保に努める。

第5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求める。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

1 町

災害時輸送の統括は、災害対策本部が行う。

2 北海道運輸局

自動車輸送の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社釧路支店

自動車による輸送を実施する。

4 東京航空局新千歳空港事務所、釧路建設管理部中標津空港管理事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

5 道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所に輸送の措置を要請する。

6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接に関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

1 被災者を避難させるための輸送

2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送

- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

災害時輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 陸上輸送

町有車両の状況は次のとおりであるが、各対策部で車両を必要とするときは、総務対策部に配車の要請を行い、要請を受けた総務対策部は災害の状況を勘案して迅速かつ適切な配車を行う。

ただし、災害の規模等により、町有車両等のみでは輸送することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借り上げを行う。

[資料編] 町有車両の状況

(2) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要がある場合は、「本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。

ヘリコプターの離着陸場所は資料編に掲載する。

[資料編] 災害時に主として使用する空港

[資料編] ヘリコプター着陸可能地

[資料編] ヘリコプター離発着場所

(3) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者により輸送を行う。

なお、労務者の雇用については「本編 第5章 第31節 労務供給計画」に基づき行う。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

3 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他やむを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

[資料編] 緊急輸送記録（様式）

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

なお、主要な食料配給の責任者は町長（町民生活対策部）とする。

ただし、救助法適用の場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

第2 食料の調達及び供給

1 町

- (1) 被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について根室振興局長を通じて知事に要請する。

被災者及び災害対策本部職員に対する食料の調達及び供給は、経済対策部、町民生活対策部、教育対策部が必要に応じ他の部署の応援を受けながら、次のとおり行う。

- (2) 被災者等に対する食料の需要を把握し、調達を行う。なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。
- (3) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部が把握し、経済対策部がとりまとめて調達を行う。
- (4) 供給は、原則として避難場所等において行う。
- (5) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難場所等において供給する。
- (6) 被災者に対する供給は、町内会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。
- (7) 米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）により直接、又は、根室振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第3 食料の輸送方法

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「本編 5章 第14節 輸送計画」及び「本編 第5章 第31節 労務供給計画」により措置する。

第4 炊き出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出し及び供給は、町長（町民生活対策部、教育対策部）が行う。ただし、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて町長が行う。

2 炊き出しの対象者

炊き出しの対象者は、おおむね次に掲げる者で、町長が必要と認めた場合に行う。

(1) 避難場所等に収容された者

(2) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼また床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 災害応急対策に従事している者

3 炊き出しの協力団体

炊き出しは「本編 第3章 第1節 組織計画」に掲げた団体へ協力を要請する。

4 炊き出し施設と現場責任者

主に中標津町学校給食センターで行うが、災害の状況、対象者数等を把握し、給食施設の整っている避難所内又は他の施設等、適宜な方法をとる。

なお、避難所内、他の施設等で炊き出しを行う場合は、町民生活対策部より現場責任者を派遣し、炊き出しの指揮監督に当たらせるものとし、食品衛生には最善の注意をすることとする。

5 業者からの購入

町において炊き出しが困難な場合、又は必要数量を満たし得ない場合は、パン類、あるいは弁当類、缶詰類等を町内小売店より購入し、供給する。

6 炊き出し状況の記録

炊き出しを実施した場合は、その状況を記録しておく。

[資料編] 炊き出し状況記録（様式）

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 町

町長（建設水道対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ただし、救助法が適用された場合の活動は、「本編 第5章 第33節 災害救助法の適用と実施」に定める。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

第2 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、避難所、医療施設、住宅密集地等、緊急を要する所から優先的に行う。

第3 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置等による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水量

1人1日当たりの飲料水としての給水量は、おおむね3リットルとする。

3 要配慮者への給水

(1) 災害のため給水施設が破壊され、水の供給を受けられなくなった者で、要配慮者、要配慮者を抱える世帯及び施設を優先的に行う。

(2) 要配慮者（世帯）のうち、災害の状況等により給水所にはポリ容器等で宅配給水を行うよう努める。

4 その他の給水

家畜の飼育に重大な影響を及ぼす地域の給水は各農協と協力し、経済対策部にて行う。

5 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第4 住民への周知

給水の実施に当たっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に、「本編 第4章 第5節 避難対策計画」における伝達方法より、適宜必要な方法で実施する。

第5 給水資機材

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

〔資料編〕給水車の保有状況

〔資料編〕給水資材の保有状況

第6 給水の記録

給水を実施した場合は、その状況を記録しておく。

〔資料編〕飲料水の供給簿（様式）

第 17 節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を要請する。

ウ 生活必需品を取扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

第 2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

また、知事は町長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずる。

1 衣類等の給与又は貸与については町民生活対策部が担当する。

2 衣類等の供給範囲は当面の生活に必要と認める最小限度のものとする。

3 衣類等物資の供給範囲は当面の生活に必要と認める最小限度のものとする。

物資の給与又は貸与については、物資給与及び受領簿（様式 3 号）により処理し、物資受払簿（様式 4 号）の整理をする。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資は明確に区分し、処理する。

4 町長は被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

[資料編] 物資給与及び受領簿（様式）

[資料編] 物資受払簿（様式）

5 地区別取扱責任者

物資の給与及び貸与を迅速かつ適正、公平に行うため、町内会長、地区連合会長を通じ地区別取扱責任者の指名を要請する。

第 3 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

1 物資の調達等

(1) 担当部長（経済対策部）は、様式 1 号により、罹災世帯を把握し、物資調達（供給）計画表（様式 2 号）を作成する。

[資料編] 物資調達（供給）計画表（様式）

(2) 衣類、寝具等の調達は、町内の小売店及び卸売店から購入して行う。

(3) 給与及び貸与物資は、被害状況別、避難場所等別、世帯別に配給計画を立てて支給する。

(4) 日本赤十字社北海道支部根室地区中標津分区は、必要なときは北海道支部長に要請する。

日本赤十字社北海道支部根室地区中標津分区 備蓄災害救助物資一覧

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

品 名	数 量	保 管 場 所
毛布	15 枚	中標津町丸山 2 丁目 22 番地 福祉課
生活必需物資セット	2 セット (2 人用)	
炊き出し用釜セット	2 セット	
テント	1 張	
車両 (博愛号)	1 台	

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P Gを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難場所等、医療機関及び社会福祉施設における石油類燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- (4) L P Gについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、北海道電力ネットワーク株式会社が別に定める「防災業務計画」に基づくほか、この計画に定めるところによる。

第1 応急対策

町は、北海道電力ネットワーク株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力ネットワーク株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（根室振興局長）へ派遣要請を依頼する。

第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道及び簡易水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

第2 下水道及び集落排水

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、復旧に時間がかかる場合は、適宜簡易トイレを設置し、環境衛生に努めなければならない。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第21節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、この計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞
砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定める。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策に万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第22節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

被災宅地の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

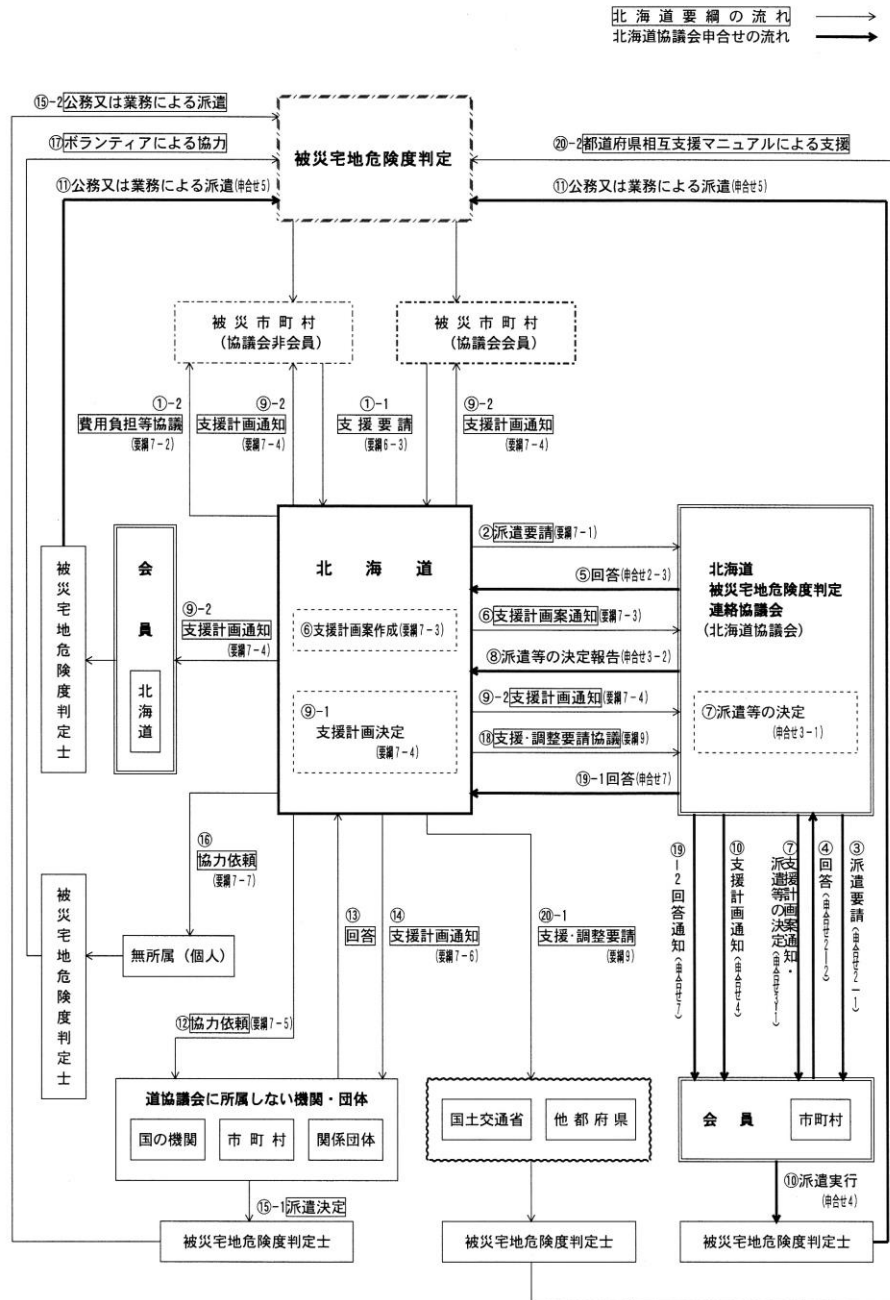
第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第5章 災害応急対策計画

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。(「本編 第5章 第4節 避難対策計画」参照)

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

町は、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は次のとおりである。

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

ア 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

イ 居住する住居がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない経済的弱者で、次に該当する者であること

(イ) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(ロ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小規模事業者等

エ その他、町長が特に認めた世帯

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

4 平時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

- ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者
- ウ その他、町長が特に認めた者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了する。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

第3 災害公営住宅の整備

1 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- イ 区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ウ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 火災による場合

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- イ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。

2 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

3 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(1) 入居者資格

ア 当該災害発生の日から3か年間は、当該災害により住宅を失った者であること。

イ 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(3) 整備年度

原則として当該年度とする。やむを得ない場合は翌年度とする。

(4) 国庫補助

ア 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。ただし、激甚災害の場合は3/4とする。

イ 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5とする。

第4 資材の斡旋、調達

- 1 町長（建設水道対策部）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、その状況を記録しておく。

第6 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第24節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。なお、「中標津町公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書」により中標津建設業協会の協力を得る。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 障害物の集積等の場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- 2 町、道および北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

第 6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、その状況を記録しておく。

第25節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町立学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は教育委員会（教育対策部）が、道立の学校における教育の確保については北海道教育委員会が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。また、学校法人にあっても、この計画に準じて文教対策を実施するよう努める。

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市町村長が知事の委任により実施する。

第2 被害状況の把握等

- 1 災害が発生した場合は、中標津町立学校管理規則に基づき、校長が教育長へ被災状況を報告する。

- 2 災害が発生した場合、学校長は児童生徒の安否を調査し、所在を把握するよう努める。

第3 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難場所等になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒等の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難場所等が開設された場合には、特に児童生徒等の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会が必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

7 休校措置

(1) 授業開始後の措置

授業開始後において災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、学校長は必要に応じて休校措置をとる。

また、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じ教職員が引率するなど、児童生徒の安全保護に留意する。

(2) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、学校連絡網を通じて連絡するとともにラジオ、テレビ等を利用し、児童生徒に周知徹底する。

8 教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 調達の方法

教科書の調達は学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数を調査し、根室教育局に報告するとともにその指示に基づき教科書供給店等に連絡し調達する。

学用品の調達は、北海道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、町内の文房具店から調達する。

(2) 支給の方法

学校長との緊密な連絡の下に支給の対象となる児童生徒の実態を調査把握し、学校長を通じ対象者に支給する。

第4 実施状況の記録

教育委員会は、学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況により、その状況を記録しておく。

第5 文化財保全対策

文化財保護法、町文化財保護条例及び道文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

1 被害情報の収集・伝達及び施設設備の応急復旧

重大な災害発生が予想される場合は、必要に応じ、文化財の損失・損傷を防護し安全な箇所への移動など適切な管理を行う。

災害発生後、二次災害の防止のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、必要に応じ、危険物等の撤去等の措置を講ずる。

2 文化財等の復旧措置

災害を受けた文化財については、中標津町文化財保護審議委員会の指導・助言を受け、必要な応急措置を迅速に講ずるよう努める。

災害復旧事業の計画に当たっては、原型復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、対災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

復旧事業については、可能な限り迅速かつ円満な促進を図るよう努める。

第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長

（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。）

警察官

第2 実施の方法

1 搜索の実施

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

町長（町民生活対策部）が、消防機関、警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 情報共有

町長（町民生活対策部）、消防機関及び警察官は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を情報共有する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されと考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存(町)

ウ 検案

エ 死体見分(警察官)

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

第3 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

2 埋葬の方法

(1) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

(2) 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

第4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第5 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、その状況を記録しておく。

第27節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

2 道

- (1) 根室振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。
- 2 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難場所等における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第28節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画によるものとする。

第1 実施責任

町長（経済対策部）が行う。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第 29 節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「本編 第 5 章 第 24 節 障害物除去計画」によるものとする。

第 1 実施責任

1 町

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

2 道

- (1) 根室振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行う。
- (2) 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第 2 町の実施責任

1 ごみ及びし尿処理

- (1) 災害時における清掃は、町長（町民生活対策部）が実施するが、実施に当たっては町の一般廃棄物収集委託業者が町長の指示又は要請により行う。
- (2) 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村長及び知事に応援を求め、実施する。

2 死亡獣畜（牛・馬・豚・羊）等の処理

死亡獣畜等の処理は根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指導を受け所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき、又は所有者が実施することが困難なときは、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指示に基づき、町長（経済対策部）が実施する。

第 3 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行う。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行う。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、根室振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第4 清掃の方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

1 ごみ収集

- (1) 住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。
- (2) 町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、ごみ収集に当たる。

2 ごみ処理

- (1) 可燃物ごみの処理は、中標津町一般廃棄物最終処分場に一時保管する。
- (2) 可燃物以外のごみの処理は、中標津一般廃棄物最終処分場を使用する。

3 し尿の収集と処理

- (1) 被災地域の未処理し尿は、根室北部衛生組合と連携を密にし、完全収集に当たるものとする。
- (2) 処理については、根室北部衛生組合し尿処理浄化センターを使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、必要に応じ簡易処理場を設置する。

第5 清掃チームの編成

- 1 清掃チームの編成は町民生活対策部で行うものとするが、町民生活対策部より人員の応援要請があったときは災害対策本部より応援に当たる。

- 2 清掃チームが行う活動については、町内会、地区連合会に協力を要請することができる。

第6 処理施設

[資料編] ごみ処理施設

[資料編] し尿処理施設

[資料編] 下水道処理施設

第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、この計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び町における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、町における災害ボランティアセンターの設置・運営については「中標津町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の主な内容は、主として次のとおり。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動

- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の下、平時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

災害応急対策に必要な労務者の確保は、町長（経済対策部）が行う。

第2 動員の実施

- 1 災害応急対策の労務者を確保する場合、まず奉仕団体の動員、次に被災地域以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。
- 2 町内会・地区連合会、民間活動団体への協力要請
協力要請先は「本編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第3 労務の範囲

協力内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- 1 避難場所等に避難した被災者の世話
- 2 被災者の移送
- 3 被災者への炊き出し
- 4 救援物資の整理、配給及び支給
- 5 被災者への飲料水の供給
- 6 被災者への医療、助産の協力
- 7 避難場所等の清掃及び防疫
- 8 行方不明者の搜索及び遺体収容の協力
- 9 町の依頼による被災者状況調査
- 10 被災地の清掃
- 11 その他災害応急対策等に必要な作業

第4 供給方法

- 1 町長（経済対策部）又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、根室公共職業安定所中標津分室に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。

- (1) 職業別、所要労働者数
- (2) 作業内容及び作業場所
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第5 賃金及びその他費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第6 動員の要請

各部は、次の事項を明示して労務者の配備を経済対策部長に要請する。

要請を受けた経済対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- 1 作業員を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 作業場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員数
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第7 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、その状況を記録しておく。

第32節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長又は知事等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第1 要請権者

1 町長又は町の委員会若しくは委員

なお、町又は道の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長又は知事にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。
また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法による救助の実施は、知事（根室振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、町において現に救助を必要とする者に対して行う。

救助法の適用基準

被害区分 町の人口	救助法の適用基準		
	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）の区域 の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合
〔町〕 15,000人以上 30,000人未満	50	25	町の被害状況が特に救助を 必要とする状態にあると認 められたとき。
適 要	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第3 救助法の適用手続き

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を根室振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに根室振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (3) 根室振興局長への報告事項

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ すでにとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

2 道

根室振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、根室振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、根室振興局長を経由して、町に通知する。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法が適用された場合、町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道 (但し、委任したときは町)

第5章 災害応急対策計画

救助の種類	主な対象者	実施者区分
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生等は対象外）	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町、道及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 摩周岳の概要及び噴火の記録

本町に噴火などで影響を及ぼす最も活動的な火山は「摩周岳」（カムイヌプリ、標高 858m）である。摩周岳は、知床半島の諸火山から屈斜路カルデラを経て、摩周カルデラに連なる火山である。

この火山は、屈斜路カルデラが形成された後、一連の噴火活動により古アトサヌプリ火山群や中島火山が盛んに噴出活動を繰り返し、この過程で最も後期（洪積世末期）に摩周火山が噴出し（古アトサヌプリ火山、中島火山とともに、屈斜路カルデラ内を西北西から東南東に横断する構造弱線に沿って活動をはじめた）、富士山のような成層火山を形造った。これは屈斜路カルデラの東側の壁を破壊して噴出してきた安山岩の火山で、幾度も熔岩や火山灰、軽石、スコリアなどを噴出した後、完成されたものである。

その後（7,000～8,000 年前頃）活動を休止していた火山は、再び活動を開始し、膨大な軽石や火山灰を噴出し、この噴出物により、直下の内部に空隙を生じ、一挙にそれが陥没して現在の摩周カルデラが出現、2,000～500 年前になり、東南壁に新たな摩周岳の活動を開始、大量の熔岩と火山灰、軽石を噴出し成長を続け、現在の山型に発展をとげ、その山自体にも爆発カルデラ（直径 1.25～1.5 km、深さ 270～470m の、ほぼ円型の大火口）を開き、噴出物の調査によると約 1,000 年前まで噴火を繰り返していたと推測されている。

現在の根釧原野一体は地表下 1～3m の深さに幾層かの火山灰層を積み重ねられ「火山灰土」が形成されている。これは摩周火山から始まり、摩周岳の大火口の開口で終わった 10,000 年に及ぶ一連の長い年月の火山活動の結果である。降火してくる「火の粉」で樹木は焼かれ、不毛の「白い砂漠」が広がり、再び植物が芽を出し、育ち、落葉し腐食土ができた頃、再び火山灰の降下で不毛の「白い砂漠」へ逆戻りする、といった繰り返しが幾度と行われたのである。

第3節 火山の諸現象と想定

第1 噴火の前兆現象

火山性地震活動又は他地域の大規模地震によって、摩周岳の地下におけるマグマ活動が誘発されると想定される。

第2 噴火による被害想定

噴火による本町への影響は、摩周岳から約 35 kmの遠距離にあるため、火山岩塊、火山礫等による被害はないものと考えられるが、降灰による山林、農作物等への被害及び大気汚染が想定される。

第4節 防災組織計画

町は、火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認められる場合は、「本編 第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、災害対策本部を設置し、道、関係自治体、防災関係機関等の協力を得て、応急活動を実施する。

第5節 災害予防対策

町、道及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 警戒体制の強化

町、道及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図る。

第2 警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備する。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所等については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。

第3 二次災害の予防対策

町、道及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

第4 通信施設の整備

町、道及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図る。

第5 防災知識の普及啓発

町、道及び防災関係機関は、火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。

第6 実践的な防災訓練の実施と事後評価

町及び道は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施する。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など、必要な措置を講ずる。

第6節 災害応急対策計画

第1 火山現象に関する警報及び予報と伝達系統

1 火山現象に関する警報及び予報の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

第2 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 火山情報の種類

火山現象に関する情報は、気象業務法第11条の規定により発表される「緊急火山情報」、「臨時火山情報」及び「火山観測情報」である。

なお、「緊急火山情報」は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第1項の規定により知事に通報される。

2 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取扱う。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

3 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

(1) 噴火警報及び噴火予報

噴火警戒レベル未導入火山

名称	略称	発表基準等	警戒事項等	名称
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口周辺危険

名称	略称	発表基準等	警戒事項等	名称
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

(2) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- (ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表する。
- (イ) 18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- (ア) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5～10 分程度で発表する。
- (イ) 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。
- （※1）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- (ア) 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。
- (イ) 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。
- （※2）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための次の情報等を札幌管区气象台が発表する。

(1) 火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。
--------------	---

(2) 月間火山概況	前月一箇月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
(3) 噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

5 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。降灰予報の発表は、気象庁が行う。

6 異常現象発見者の通報義務及び通報先

- (1) 町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底する。
- (2) 町は、異常現象を了知し、气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定める。

7 噴火警報等の伝達

- (1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。
- (2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次による。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 道

札幌管区气象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、町長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(ウ) 町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

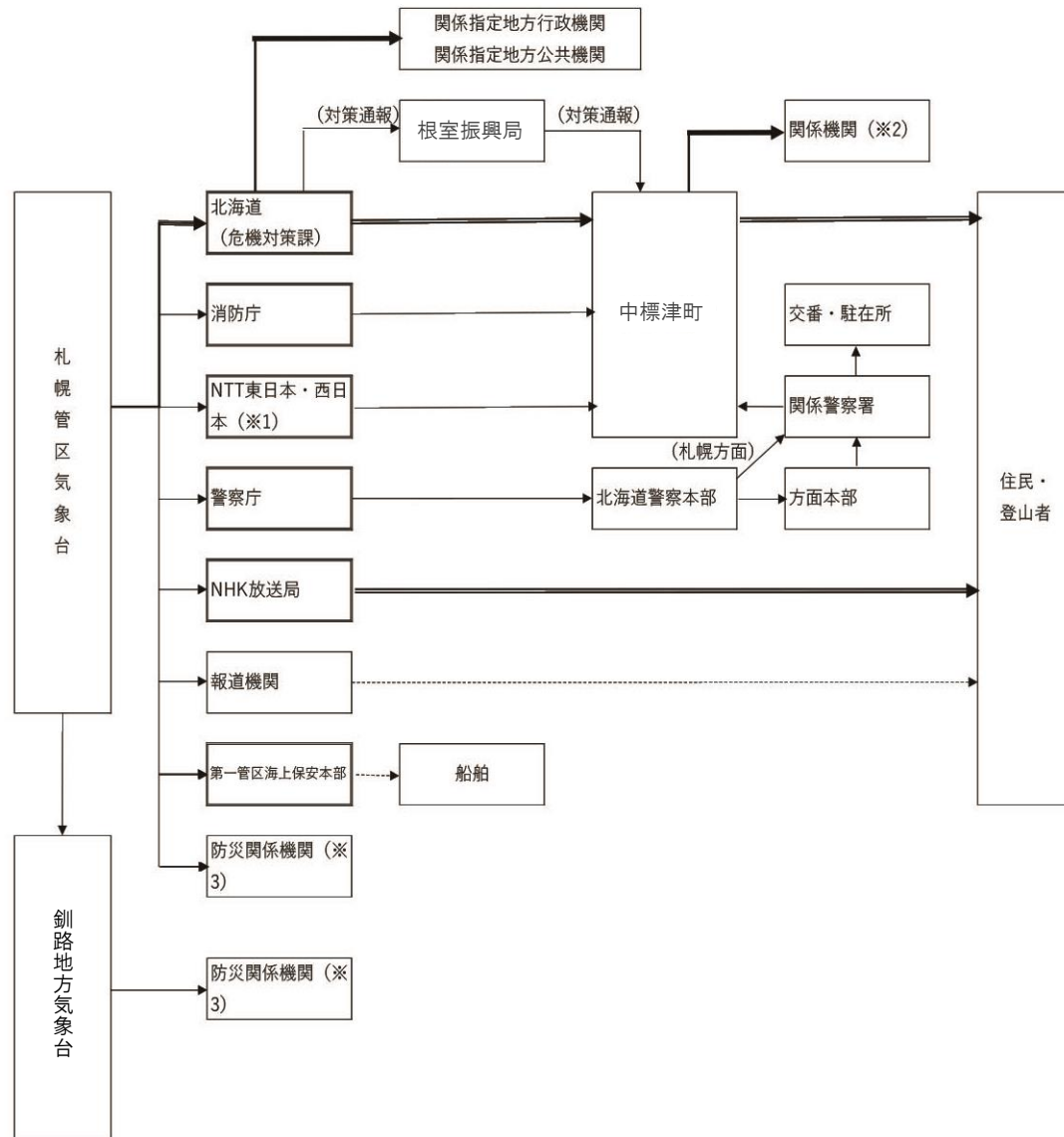
この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図による。

第6章 火山災害対策計画

噴火警報等伝達系統図



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先
 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
 は、放送・無線
 (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達
 (※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり。
 (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課) 等

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。なお、町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信手段等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換する。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

町、道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「本編 第5章 第4節 応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施する。

第6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

第7 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところ及び気象庁が発表する火山情報に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努める。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たってはあらかじめ関係機関等と協議する。

第8 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第16節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

第9 道路及び航空交通の規制等

北海道警察（中標津警察署）並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施する。

第10 自衛隊派遣要請

町長等法令で定める者は、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をする。

第 11 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「本編 第 5 章 第 30 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請する。

第7節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「本編 第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 東京航空局新千歳空港事務所、釧路建設管理部中標津空港管理事務所

- (1) 航空運送事業者には航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- (2) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (3) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (6) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (7) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 航空運送事業者

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止す

るため必要な措置を講ずる。

- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

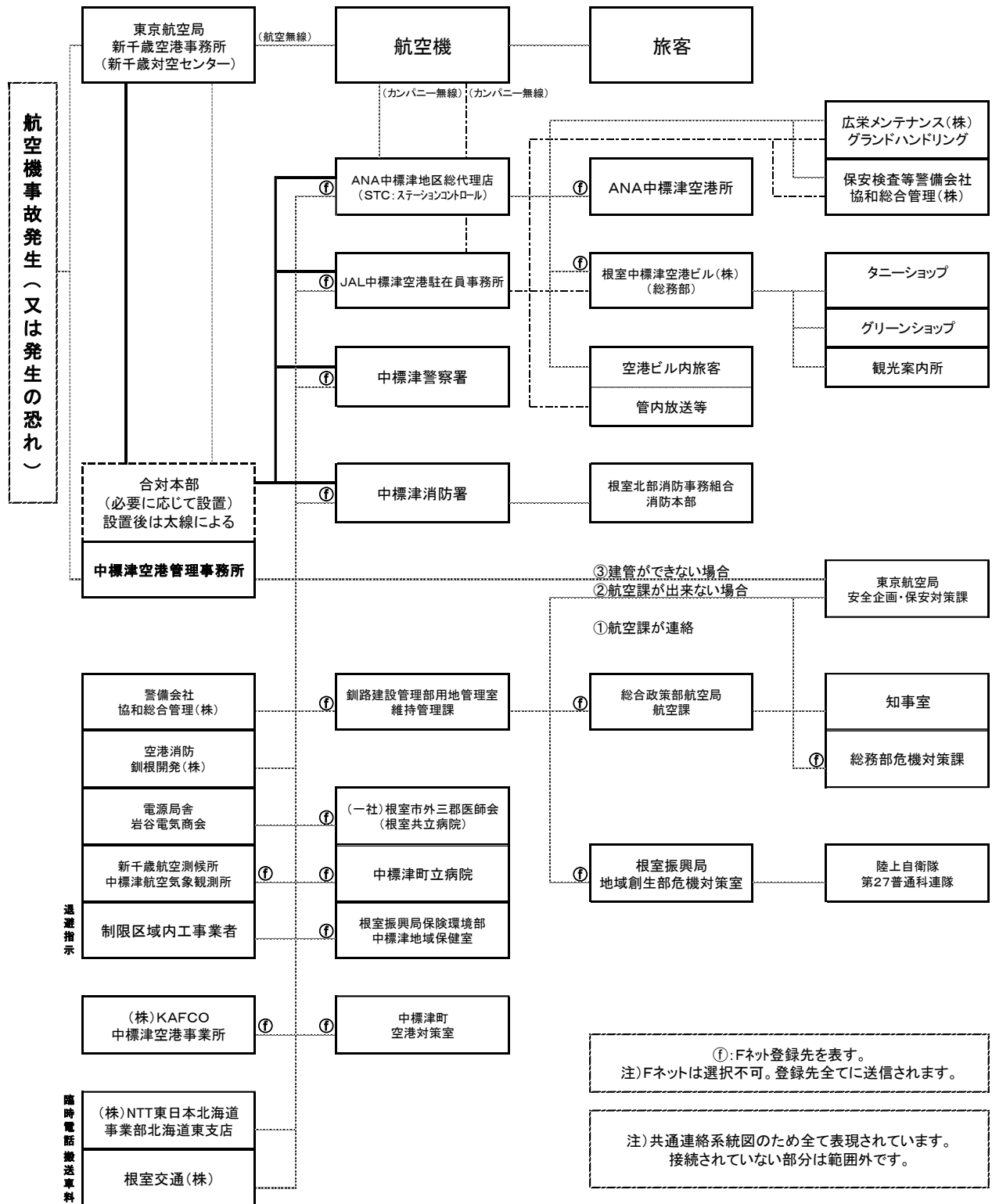
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統（発生地点が空港区域内又は空港区域周辺の場合）

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

第7章 事故災害対策計画

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局新千歳空港事務所、釧路建設管理部中標津空港管理事務所、航空運送事業者、町、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署、道、北海道警察（中標津警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び掲示板への掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、航空災害時、必要に応じ、応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接な協力の上で、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

傷病者の救出救護活動については、根室北部消防事務組合救急救護計画によるほか、町長は状況により、災害対策本部を設置し、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節 医療救護計画」により応急活動を実施する。

6 医療救護活動

応急救護所は、町内医療機関を原則とするが、災害の状況により、避難場所等及び他機関等の施設を利用する措置を講ずる。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 東京航空局新千歳空港事務所、釧路建設管理部中標津空港管理事務所

ア 中標津空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施する。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(2) 消防機関

ア 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

第7章 事故災害対策計画

イ 町は根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察（中標津警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「本編 第5章 第11節 防疫計画」に定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「本編 第5章 第29節 廃棄物等処理計画」に定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4章 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「本編 第8章 災害復旧計画」に定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 中標津警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

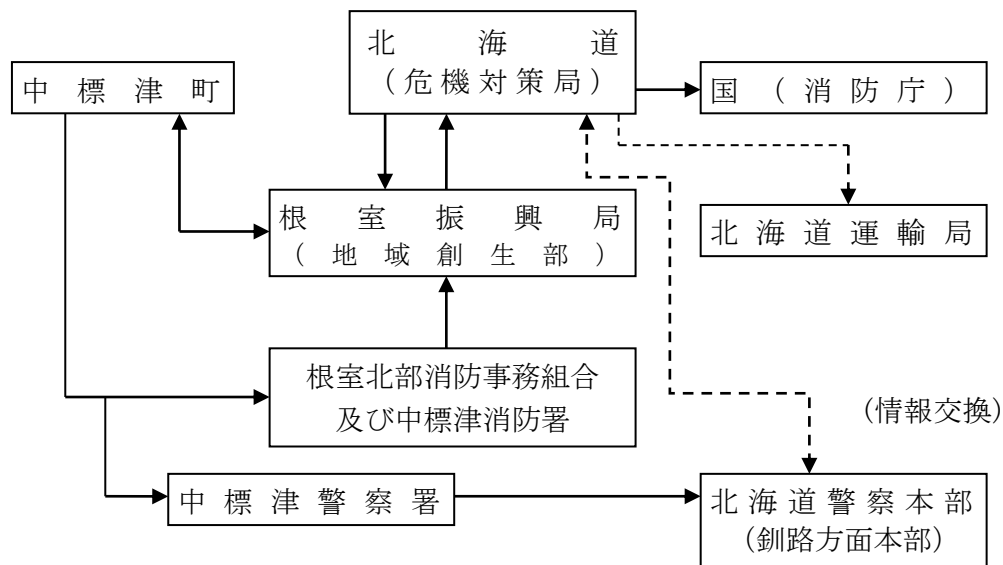
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

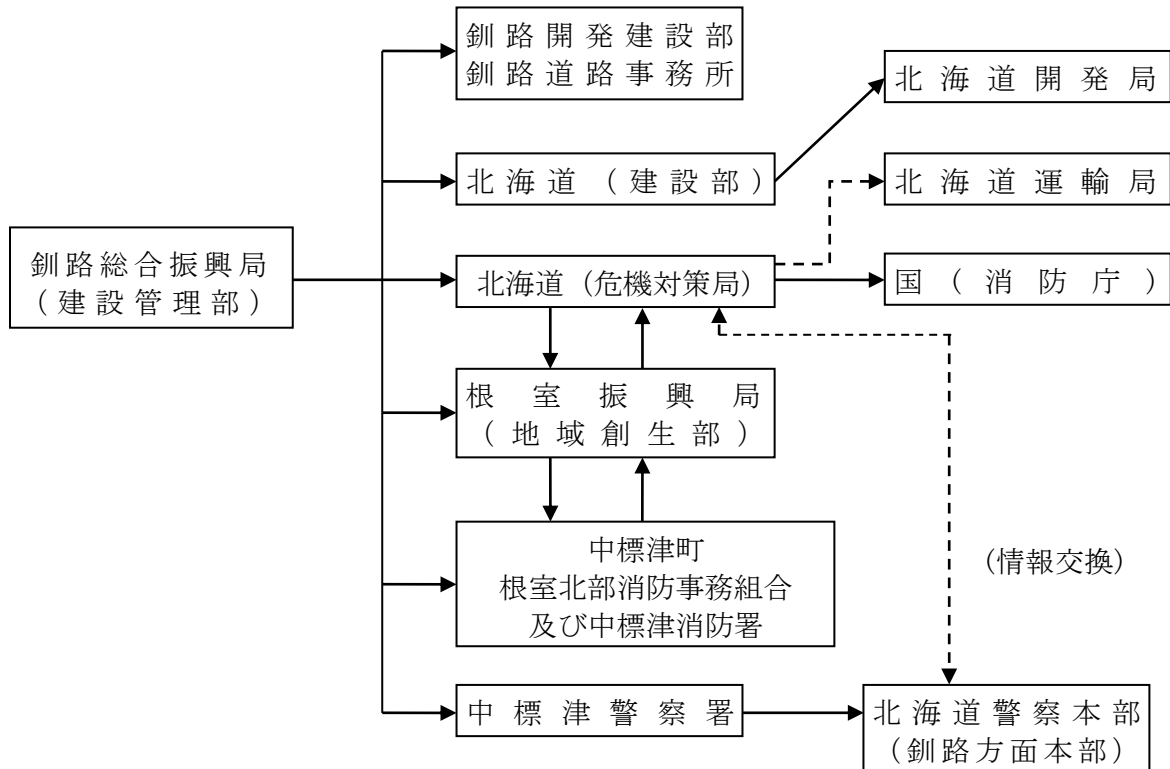
ア 町の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）



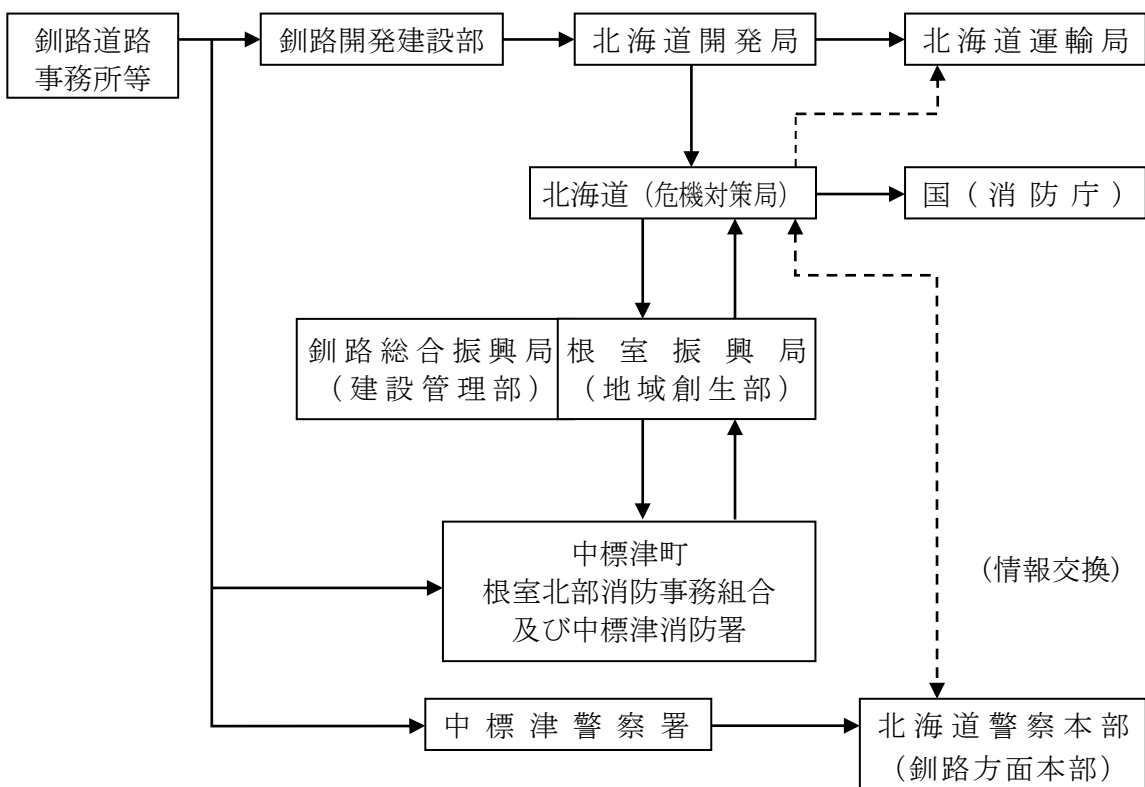
イ 道の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）



ウ 国の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署、道、北海道警察（中標津警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び掲示板への掲示等により次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、道路災害時、必要に応じ、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

ア 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「本編 第5章 第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 中標津警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本編 第7章 第3節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第 3 節 危険物等災害対策計画

第 1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第 2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

第 3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並

第7章 事故災害対策計画

びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署、中標津警察署へ通報する。

(2) 道、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 中標津警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

第7章 事故災害対策計画

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会（北海道産業保安監督部にあつては、国家公安委員会）に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 中標津警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があつた場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があつたときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法に定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 中標津警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を根室振興局保健環境部、中標津警察署又は根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 中標津警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、根室北部消防事務組合消防本部等関係機関へ通報する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 中標津警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4章 災害応急対策

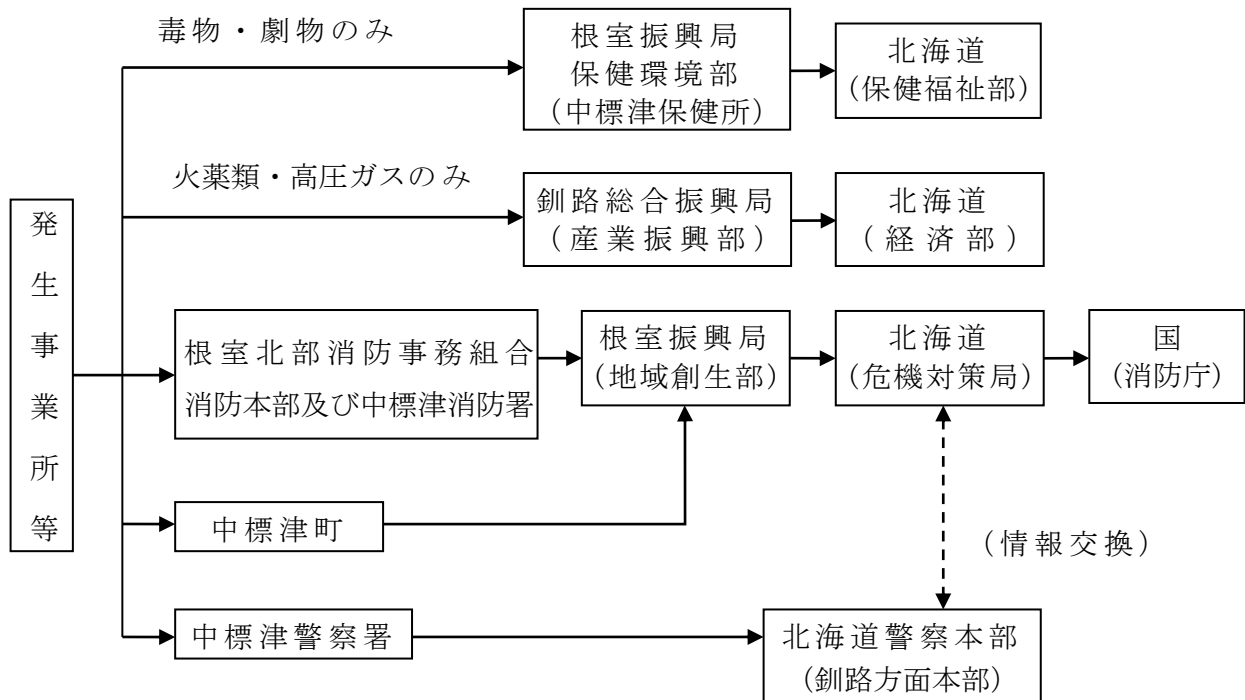
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおり。

危険物等災害の情報通信の連絡系統図



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」に定めるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

第7章 事故災害対策計画

- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、危険物等災害時、必要に応じ、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため、適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によってその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節 医療救護計画」に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

中標津警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第 4 節 大規模な火事災害対策計画

第 1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第 2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年 2 回（春、秋季）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、

消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して、実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第3 災害応急対策

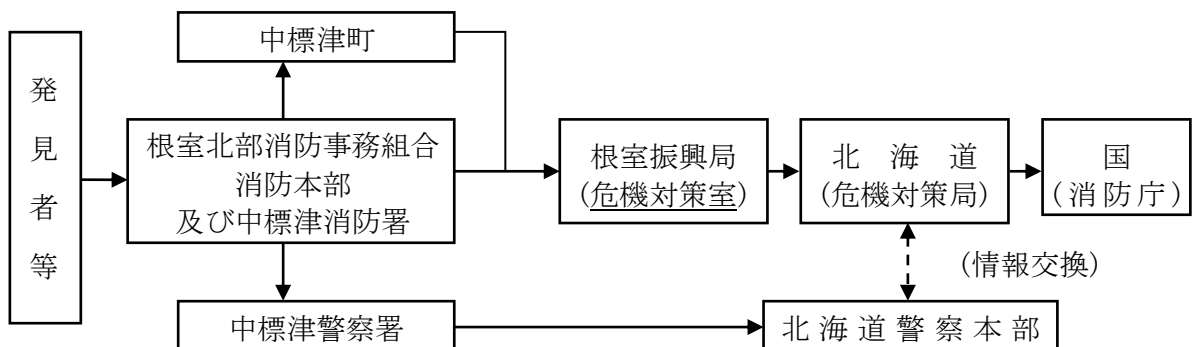
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模な火事災害時、必要に応じ、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況の応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、「本編 第4章 第10節 消防計画」に定めるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら、活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節 医療救護計画」に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「本編 第5章 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察（中標津警察署）及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施する。

9 広域応援

町、道、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「本編 第8章 災害復旧計画」に定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、道、北海道森林管理局

町、道、北海道森林管理局は、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(入林許可先)

国有林： 根釧東部森林管理署

町有林： 中標津町役場農林課林務係

民有林： 所有者

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 森林愛護組合員による取締りと指導を徹底する。

(オ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは、極力避けるようにし、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び中標津町民有地火入許可に関する条例の規定に基づく許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプターの離着陸の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

バス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

- (1) 中標津町林野火災予消防対策協議会（資料編に記載）
- (2) 協力機関（資料編に記載）

[資料編] 林野火災予防対策実施機関

[資料編] 林野火災予防対策協力機関

(3) 地区協議会

根室振興局の予消防対策については、根室振興局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

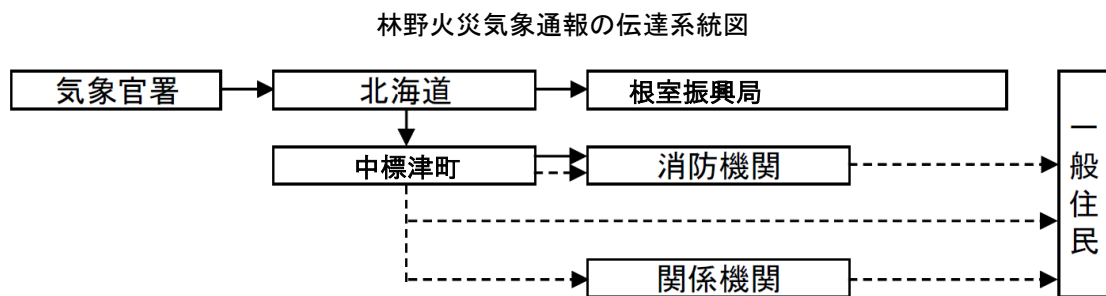
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



---➡ は 町長 が火災に関する警報を発した場合

ア 町

通報を受けた町長は、消防機関へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、住民等へ周知を図る。

イ 道

通報を受けた道は、直ちにこれを根室振興局及び町へ通報する。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。

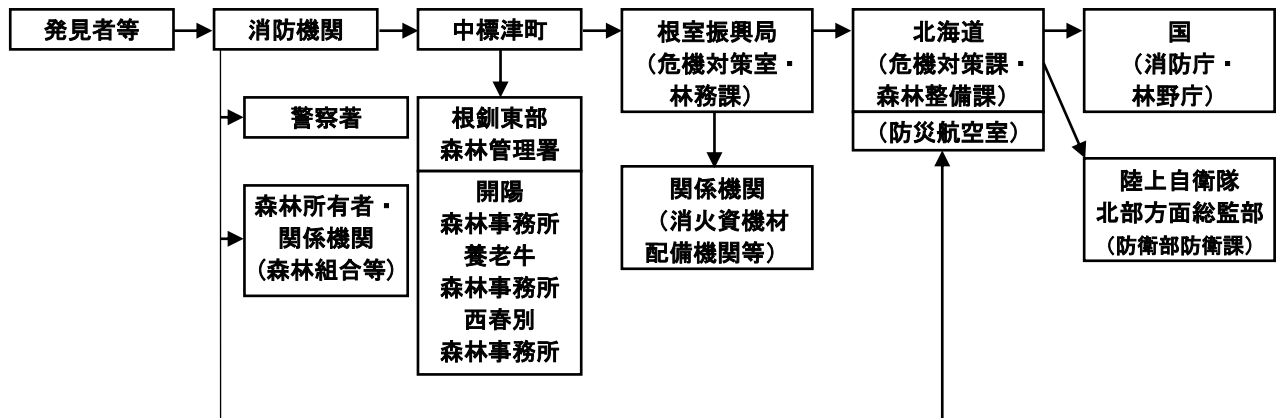
第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

広範囲にわたる林野火災の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 町及び根室振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じ、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

中標津警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援

町、道、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に定めるところにより、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

1 実施事項

(1) 町

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずる。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(4) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行う。

(5) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行う。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。

第3 災害応急対策

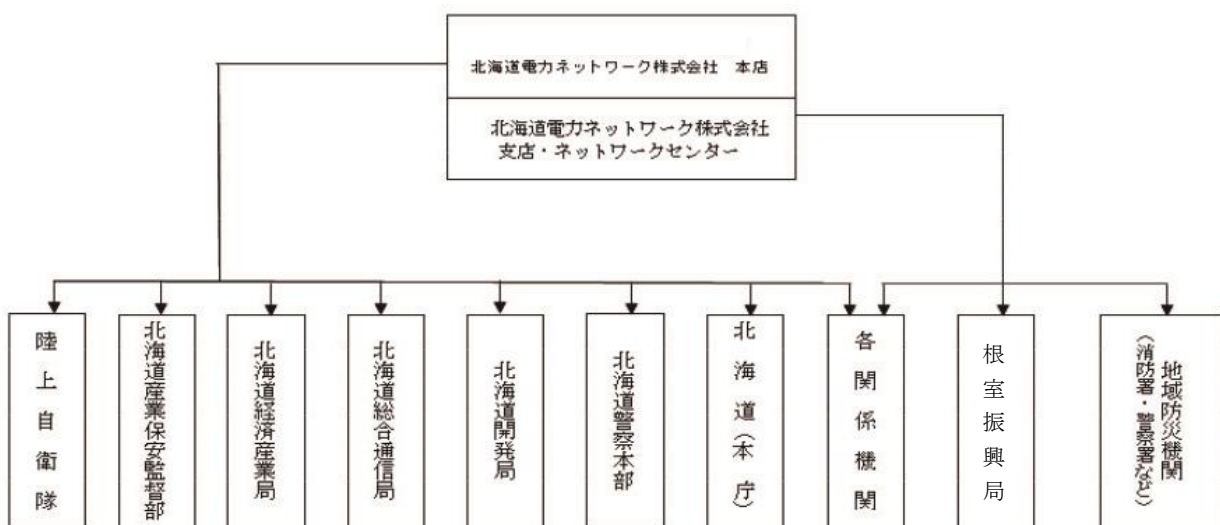
1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

大規模停電災害時の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道、北海道警察（中標津警察署）、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずる。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し、北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察（中標津警察署）

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施する。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、町を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努める。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

9 給水対策

町は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「本編 第5章 第18節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察（中標津警察署）は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施する。

13 広域応援

町、道、根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第2 復旧工事の実施

復旧工事の実施に当たっては、迅速に推進し早期復旧を図り、状況に応じて次のとおり実施する。

1 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限度の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

2 補強、改良復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改良工事を実施する。

3 緊急復旧工事

被災後、速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が累加する施設、設備については可及的速やかに復旧措置を講ずる。

第3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律で定めるところにより、予算の範囲内において国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第5 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 町は、住家被害の調査、罹災証明書の交付、応急危険度判定の実施に関する情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- (5) 町は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 消防機関

罹災証明書のうち火災に起因するものの交付は、中標津消防署長が行う。

3 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に町における課題の共有や対応の検討、町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、町に映像配信を行うなど、より多くの担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

[資料編] 罹災証明書（様式）

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実

施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ 罹災証明書の交付の状況

サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者（災害の被害を被った人のうち、罹災証明の発行を受けた人）の速やかな立直りを期するための応急金融は、この計画に定めるところによる。

1 応急金融の種類

(1) 生活福祉資金

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

(4) 災害弔慰金

(5) 災害障害見舞金

(6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）

(7) 災害復興住宅資金

- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

2 財政対策

- (1) 町は、指定地方行政機関、金融機関等に対して、町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業復旧対策に要する財政資金の確保に対する積極的な協力を要請する。
- (2) 道、町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

第4 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分については、この計画に定めるところによる。

1 災害義援金品の募集

町長は、全国各地から義援金品を募集する場合、日本赤十字社北海道支部と連携して募集するとともに、町民生活対策部が、義援金品を受付ける。

なお、義援金品は被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう、広報に努める。

2 災害義援金品の配分

寄託された義援金品の被災者に対する配分については、義援金品配分委員会を設置し協議し決定する。

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切か

つ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金品の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

中標津町地域防災計画

本 編

【発 行】 令和 6 年 3 月

【編 集】 中標津町防災会議